

鳥羽市第2期男女共同参画基本計画

ほほえみプラン



平成 22 年 3 月

鳥 羽 市



「ほほえみプラン」 改訂にあたって

本市では、平成12年3月に、「男女共同参画行動計画・通称ほほえみプラン」を策定し、中間年の平成17年度（2005年度）に計画を見直しました。このほほえみプランの目標は、すべての人の基本的人権が尊重され、男女がともに認め、助け合い、みんながほほえみながら生き生きと暮らすことができるような社会を目指すことを目標とし、最終年度を平成21年度（2009年度）としておりました。

社会において男女共同参画はとても大切であると考えていますが、特に日本では、男性・女性の固定的な役割が強く、浸透させていくことは容易ではありません。しかし、そういったさまざまな問題をクリアして、これからも男女共同参画を進めていかなければならないと考えています。

そこで「第2期男女共同参画基本計画・通称ほほえみプラン」と題し、見直しを再度行い、市民アンケートの結果を参考にしながら、鳥羽市男女共同参画推進懇話会において作業を実施しました。また、憲法が保障している基本理念の「人権の尊重」と「男女平等」は当初の計画から変えることなく、その後顕著になった少子高齢化の進行、ワーク・ライフ・バランスの推進など、これまでの5年間の社会情勢の変化を追加して見直しを行いました。

推進体制は平成16年4月の機構改革により、人権・生活課と市民課市民係を統合し、市民課人権・生活係において、より市民の皆さんとの接点が多い係で今後も推進することとなっております。

小さくても真珠のように光り輝く鳥羽市を創るうえで、男女共同参画の重要性はさらに高まっています。市民の皆様とともに男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、なお一層のご協力をお願いいたします。

最後に「鳥羽市第2期男女共同参画基本計画・通称ほほえみプラン」策定にあたり、貴重なご意見、ご協力をいただきました鳥羽市男女共同参画推進懇話会委員をはじめ、市民の皆様、関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

鳥羽市長 木田 久主一

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1 女性を取り巻く社会情勢の変化	2
2 鳥羽市を取り巻く状況	7
3 計画策定の焦点	14
第2章 基本的な考え方.....	15
1 計画の基本理念	16
2 計画の考え方	16
3 計画の目標年度	16
4 計画の位置づけ	17
5 計画の体系.....	18
第3章 計画の内容.....	19
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	20
重点目標1 男女共同参画教育の推進	21
重点目標2 男女共同参画意識の啓発	23
重点目標3 性の尊重と性教育の推進	25
基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会づくり	27
重点目標1 意思決定の場への女性の参画促進.....	28
重点目標2 社会活動への参画促進.....	30
基本目標Ⅲ 働きやすい環境づくり	32
重点目標1 女性の就労支援.....	33
重点目標2 働き続けるための環境の整備.....	35
基本目標Ⅳ 福祉の充実と健康づくり	39
重点目標1 子育て環境の充実	40
重点目標2 高齢者等に対する福祉の充実.....	42
重点目標3 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進.....	45

基本目標Ⅴ 国際社会への参画	47
重点目標1 国際理解の醸成	48
重点目標2 環境活動の促進	50
第4章 計画の推進に向けて	53
1 計画推進体制づくり	54
資料編	55
用語の解説	56
鳥羽市男女共同参画推進懇話会設置要綱	60
鳥羽市男女共同参画推進懇話会委員名簿	61
鳥羽市第2期男女共同参画基本計画（案）について（諮問）	62
鳥羽市第2期男女共同参画基本計画（案）について（答申）	63
鳥羽市男女共同参画行動計画策定経過並びに見直し経過	65
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	67
北京宣言	73
男女共同参画社会基本法	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	81
三重県男女共同参画推進条例	92



第1章 計画策定の背景

1 女性を取り巻く社会情勢の変化

(1) 女性の社会参画の高まり

昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年^{*1}」を大きな節目として、女性の地位向上の取り組みが、国際連合（以下「国連」という。）を中心に世界各国で急速に進みつつあります。

特に平成 7 年（1995 年）到北京で行われた「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、各国政府に自国の行動計画を策定し、これを実施することの責任を求め、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー^{*2}）に敏感な視点を反映するよう求めています。

そして、平成 12 年（2000 年）にニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「北京行動要領」の検証と評価を行い成果文書（「更なる行動とイニシアティブに関する文書」）が採択され、平成 17 年（2005 年）に開催された第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」では、「北京行動要領及び女性 2000 年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めることが確認されました。

国においては、国際婦人年世界会議における「世界行動計画」を取り入れるため、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画^{*3}」を策定し、現在では改定を重ねながら「男女共同参画基本計画（第 2 次）^{*4}」が策定され、各施策が推進されています。このような動きは、県や市町村においても広がってきています。

様々な法整備も進められており、男女労働者を対象とした「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法^{*5}」という。）や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法^{*6}」という。）など、男女がともに働くことができる労働環境の整備も進められています。そして、平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会に関する基本方針などを示す「男女共同参画社会基本法^{*7}」が施行されました。

また、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が施行され、平成 20 年（2008 年）には「改正 DV 防止法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みが展開されています。

(2) 「男は仕事、女は家庭」から共に働く時代へ

女性の様々な分野への参画は進みつつあり、近年は15歳以上の女性の5割近くが就労しており、仕事は女性の人生にとって大きなウェイトを占める時代になってきました。

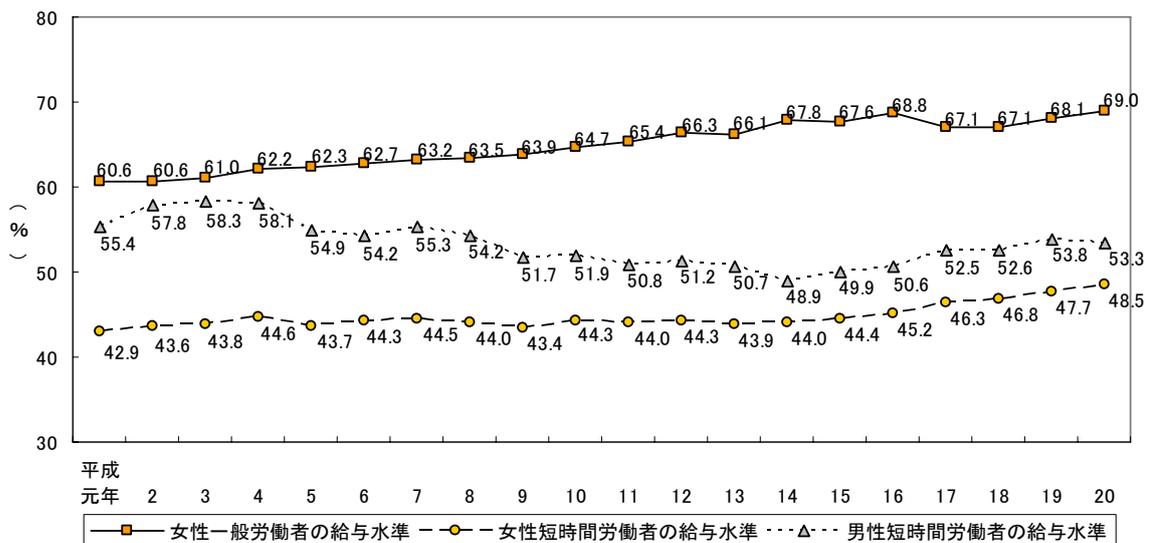
しかし、正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たりの平均所定内給与をみると、女性一般労働者の給与水準は概ね上昇傾向にあるものの、平成20年の厚生労働省の調査によると、男性を100とした場合に女性は69.0と依然として大きな格差があり、短時間労働者の給与水準についても同様の傾向がみられます。

家庭をめぐる状況をみても、夫婦間の家事の分担は妻が主体という回答が大多数を占めており、夫婦ともフルタイムで働いている家庭でも、妻が主体という回答が過半数を占め、「分担して行っている」家庭は約2割にとどまっています。

わが国では少子高齢化が深刻な問題となっていますが、この背景には、女性に家事や育児、介護等の負担が偏り、仕事との両立が難しいことが要因の一つとして考えられています。

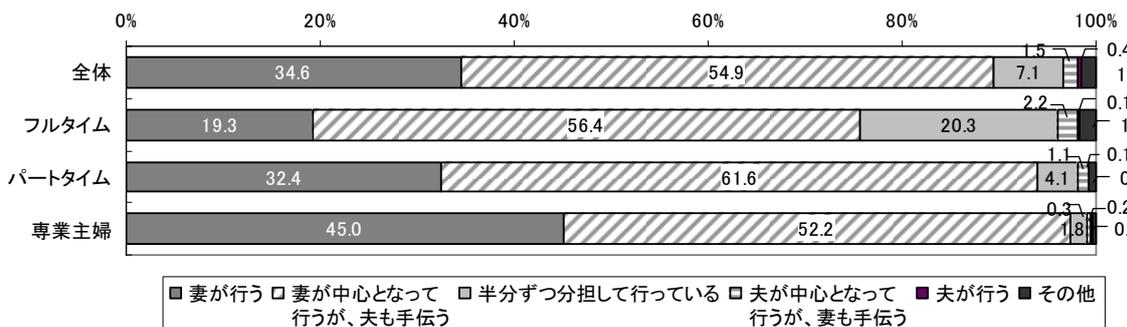
こうした状況を踏まえ、男女の役割を固定化してきたこれまでの社会のあり方を改め、職場、地域、家庭などあらゆる場面で、女性も男性も平等に参画できる地域社会づくりが求められています。

【労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(男性一般労働者=100)】



[資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」]

【家事分担の状況:妻の雇用形態別(男性フルタイム労働の場合)】



[資料:内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」]

(3) 国際婦人年から今日までの歩み

① 世界の動き、日本の動き

年	世界の動き	日本の動き
1975 (S50)	「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」※ ⁸ 採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題担当室」発足
1977 (S52)		「国内行動計画」策定
1979 (S54)	国連総会で「女子差別撤廃条約」※ ⁹ 採択	
1980 (S55)	「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン）	
1985 (S60)	「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」※ ¹⁰ 採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986 (S61)		「男女雇用機会均等法」施行
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」※ ¹¹ 策定
1990 (H2)	「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991 (H3)		「育児休業等に関する法律」公布
1992 (H4)		内閣官房長官が「婦人問題担当」（現：男女共同参画担当大臣）となる
1994 (H6)		総理府に「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画室」設置
1995 (H7)	「第 4 回世界女性会議」開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」※ ¹² 採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
1996 (H8)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「介護保険法」公布
1999 (H11)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行
2000 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」※ ¹³ 開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」※ ¹⁴ 採択	「男女共同参画基本計画」策定
2001 (H13)		内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※ ¹⁵ 施行
2002 (H14)		男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法の円滑な施行について」、「平成 13 年度監視」、「苦情処理等システム」

年	世界の動き	日本の動き
2003 (H15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催
2004 (H16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定
2005 (H17)	北京+10（第49回国連婦人の地位委員会） ※16	「改正育児・介護休業法」公布・施行
2006 (H18)		「改正男女雇用機会均等法」公布
2007 (H19)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
2008 (H20)		「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2009 (H21)		「改正育児・介護休業法」公布・施行（一部は平成22年施行）

② 三重県の動き、鳥羽市の動き

年	三重県の動き	鳥羽市の動き
1975 (S50)	国際婦人年	
1977 (S52)	「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979 (S54)	「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定	
1985 (S60)	三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出	
1987 (S62)	「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」策定	
1994 (H6)	三重県女性センター開館	
1995 (H7)	「みえの男女共同参画推進プラン－アイリスプラン21」※17策定（第3次）	
1997 (H9)		企画課に女性施策担当設置 女性施策研究会設置
1998 (H10)	アイリス21推進連携会議（アイリスネットワーク）設置	企画課に女性係を設置 市職員と市民アンケート調査（1,000人）を実施 女性団体の登録募集実施（19団体・以後毎年実施 H17年に17団体）
1999 (H11)	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	鳥羽市男女共同参画行動計画策定懇話会設置※18 庁内組織として鳥羽市女性施策推進会議設置※19

年	三重県の動き	鳥羽市の動き
2000 (H12)	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布（H13.1.1 施行） 日本女性会議 2000 津開催	鳥羽市男女共同参画行動計画（通称：ほほえみプ ラン）を策定 女性係を企画課から人権・生活課に移管
2001 (H13)	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」 に改称	
2002 (H14)	男女共同参画基本計画策定 男女共同参画基本計画第一次実施計画策定	
2003 (H15)	男女共同参画審議会から県事業に対する評価 提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成	鳥羽市男女共同参画推進懇話会設置要綱制定 鳥羽市男女共同参画議会実施
2004 (H16)		人権・生活係が市民課に統合され、市民課人権・ 生活係となる 市民アンケート（1500人）実施
2005 (H17)	男女共同参画基本計画第二次実施計画策定	鳥羽市男女共同参画行動計画（通称：ほほえみプ ラン2）を策定
2007 (H19)	男女共同参画基本計画改定 男女共同参画基本計画第三次実施計画策定	
2009 (H21)		市民アンケート（1000人）実施 鳥羽市虐待等防止ネットワークの開設
2010 (H22)		鳥羽市第2期男女共同参画行動計画（通称：ほほ えみプラン）を策定



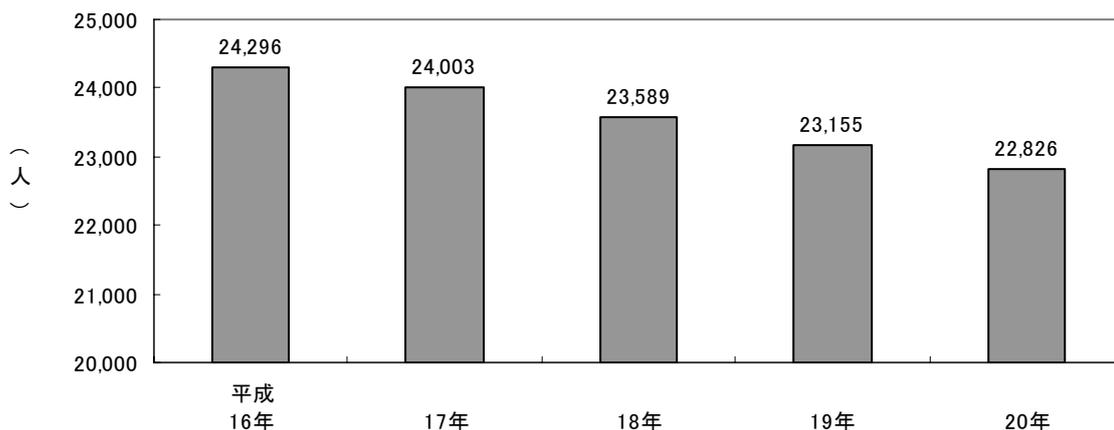
2 鳥羽市を取り巻く状況

(1) 人口の減少

本市では人口減少が続いており、平成20年は22,826人と、平成16年よりも1,470人減少し、対平成16年比はマイナス6.1%となっています。

地区別にみると、5地区のいずれも減少していますが、特に鏡浦地区の減少率が大きく、対平成16年比はマイナス10.7%となり、次いで離島地区が対平成16年比マイナス9.4%となっています。

【総人口】



【地区別人口及び世帯数】

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	世帯数	総数								
鳥羽地区	2,420	5,711	2,417	5,649	2,383	5,515	2,362	5,406	2,344	5,296
加茂地区	3,305	9,195	3,344	9,159	3,347	9,079	3,377	8,999	3,435	8,988
長岡地区	683	2,613	695	2,574	691	2,526	701	2,476	703	2,423
鏡浦地区	532	1,820	526	1,784	535	1,733	530	1,681	537	1,626
離島地区	1,459	4,957	1,444	4,837	1,452	4,736	1,438	4,593	1,437	4,493

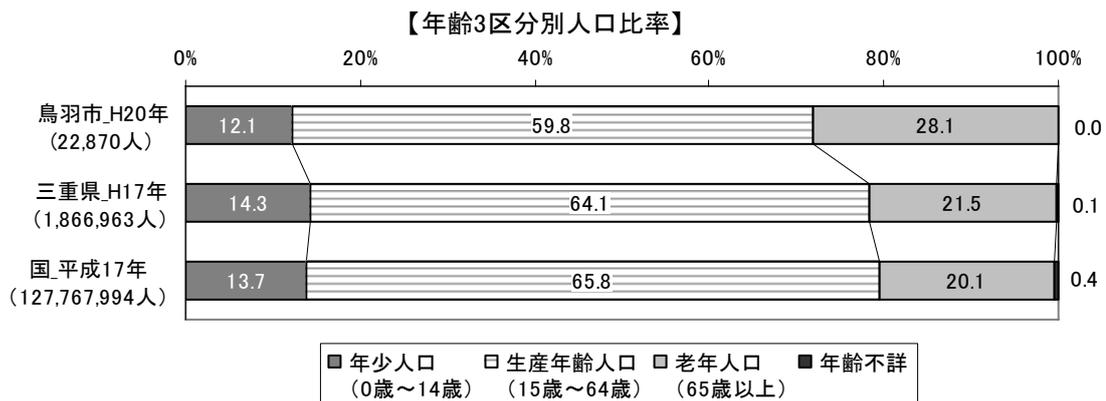
[資料:住民基本台帳]

(2) 少子高齢化の進行

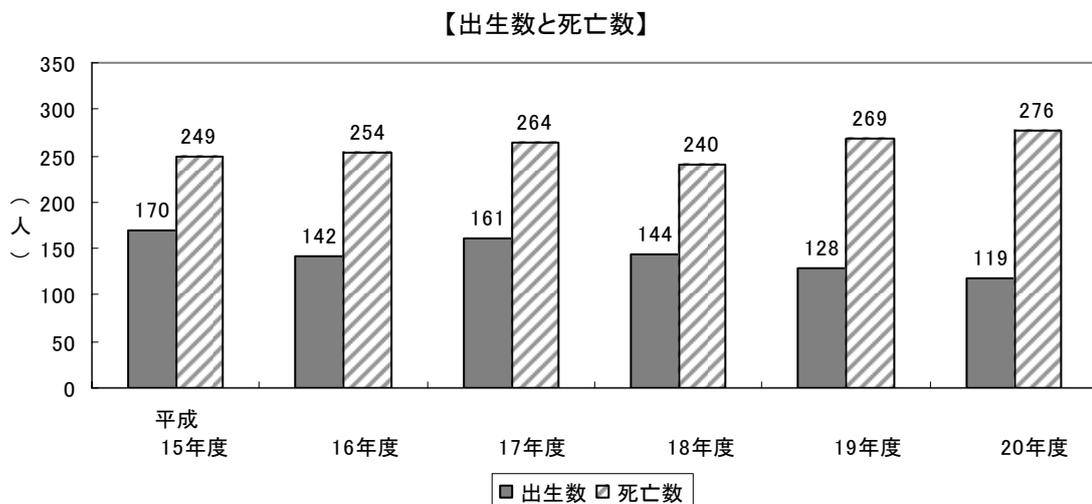
本市の年齢3区分別人口比率を平成20年の住民基本台帳で見ると、年少人口（0歳～14歳）は12.1%で県（14.3%）及び国（13.7%）よりも約2ポイント低く、生産年齢人口（15歳～64歳）は59.8%で県（64.1%）及び国（65.8%）よりも4～6ポイント低くなっています。一方、老年人口（65歳以上）は28.1%と県（21.5%）及び国（20.1%）より7～8ポイント高く、本市の少子高齢化が著しく進んでいる状況がうかがえます。

また、出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、平成20年は死亡数が276人と出生数（119人）の2倍強となり、自然増加数は157人減となっています。県内各市の出生率及び死亡率（平成19年10月～平成20年9月）を比較すると、本市は出生率が下から2番目と低い一方で、死亡率は3位と高く、自然増加率は下から3番目となっています。

少子高齢化の進行は、労働力人口が高齢化しながら減少していくことが予想され、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。また、高齢者人口の増大により、年金や医療、介護費が増大することも懸念されています。



[資料: 鳥羽市「住民基本台帳」
三重県及び国「国勢調査」]

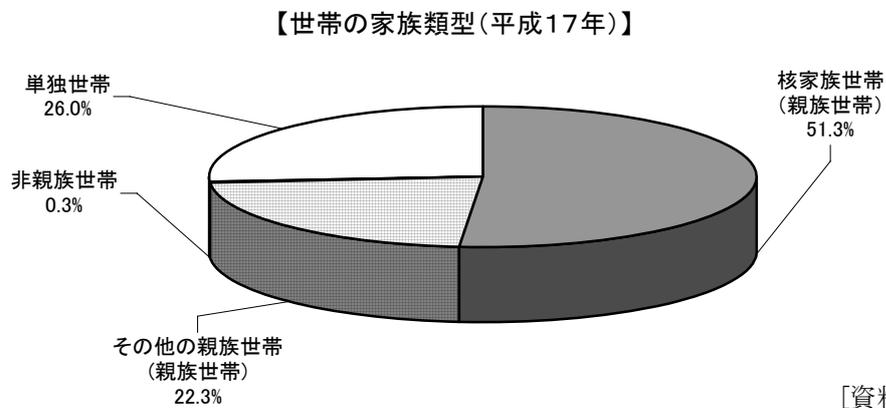
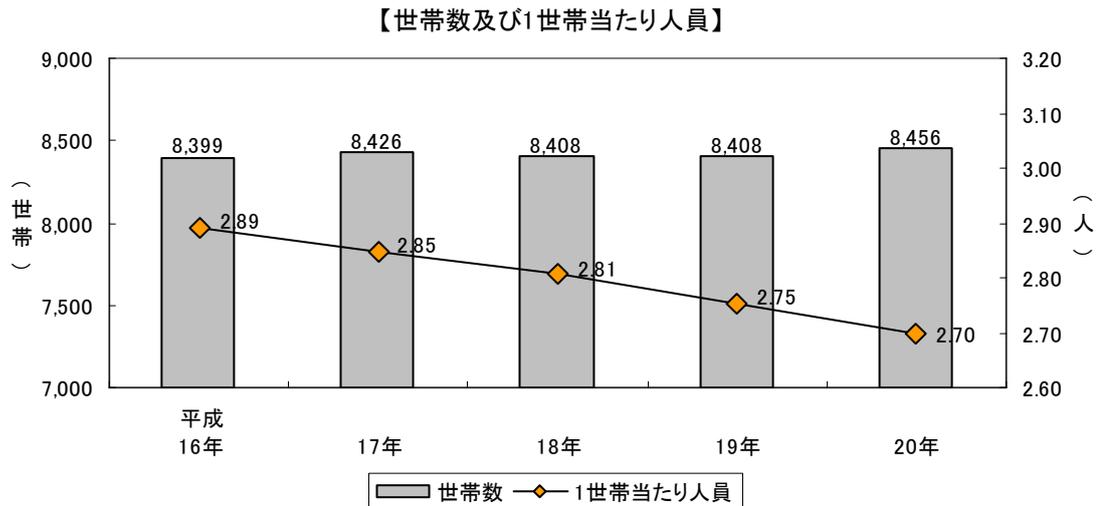


[資料: 住民基本台帳]

(3) 世帯構成の変化

本市の平成 20 年の世帯数は 8,456 世帯と平成 16 年よりも微増しています。人口が減少する中、世帯数は微増しているため、人口を世帯数で割った 1 世帯当たり人員は減少しており、平成 20 年は 2.70 人と、平成 17 年よりも 0.19 人減少しています。

世帯の家族類型を平成 17 年の国勢調査で見ると、一般世帯 8,161 世帯のうち、核家族世帯は 4,189 世帯で、全体の 51.3%と半数を占めています。県（59.5%）と比較すると 1 割近く低いものの、本市においても核家族化が進んでいる状況がうかがえます。



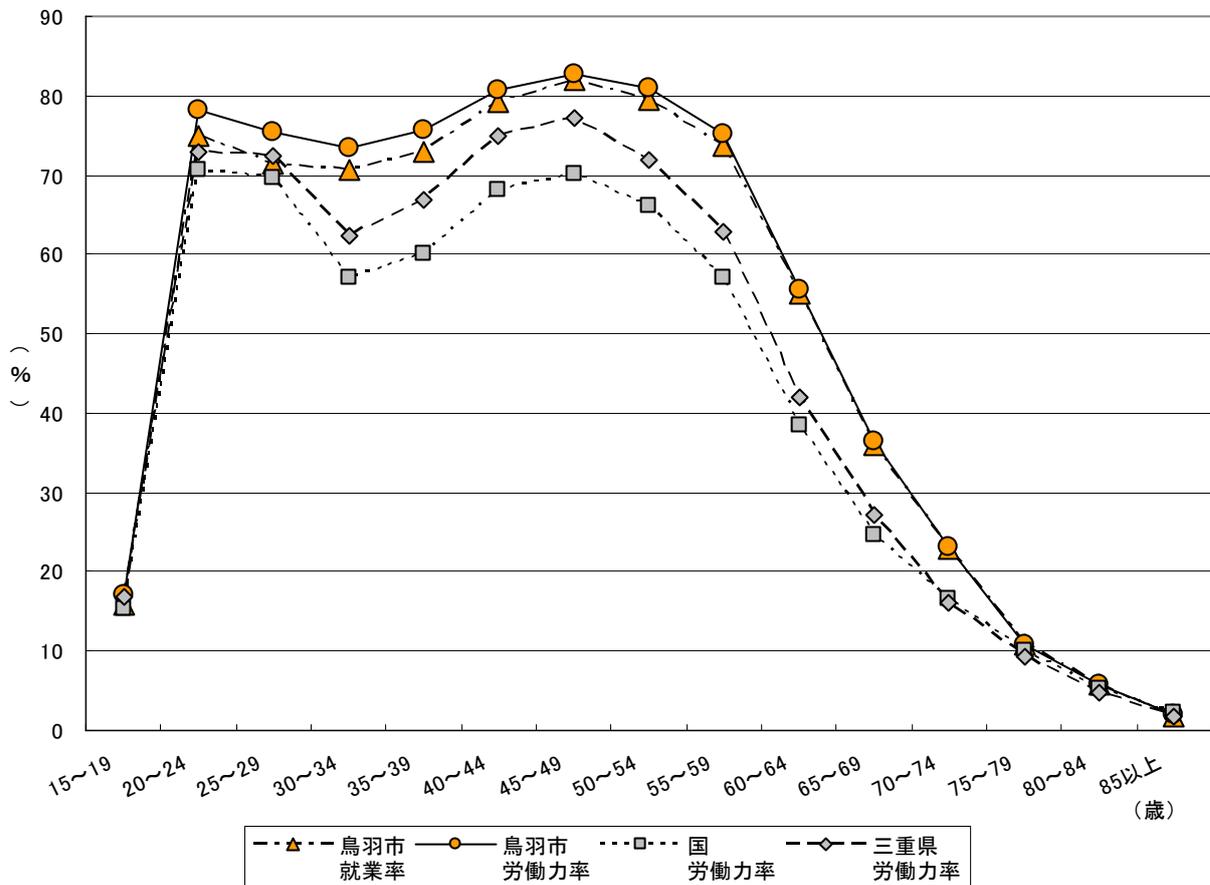
(4) 高水準の女性の労働力率

女性の労働力率^{※20}は、日本では、30歳代前後に結婚、出産などのために低下し、その後再び上昇して40代後半に、もう一度ピークを迎えるM字カーブを描くといわれています。しかし、本市は国及び県を上回る高い労働力率で、30歳代においても労働力率が7割台を維持しています。

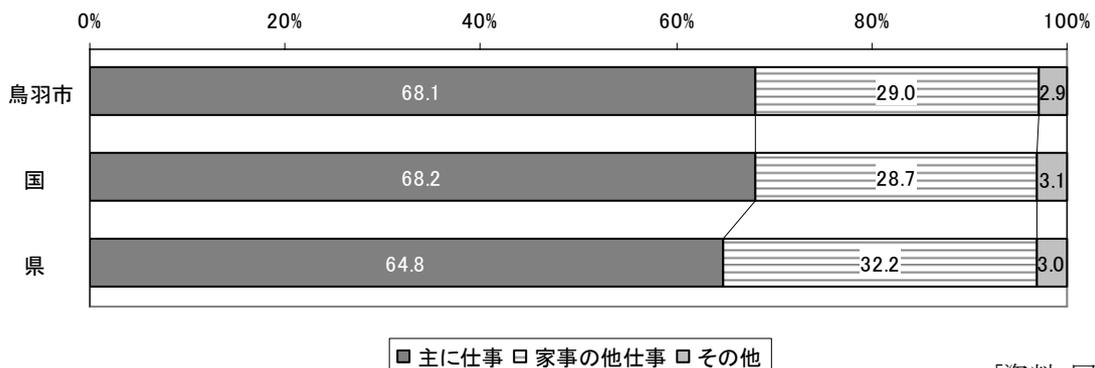
就業率^{※21}についても労働力率と概ね同様に国及び県を上回る推移となっていますが、本市の就業率と労働力率を比較すると、20歳～39歳までは3～4ポイントの差異があり、他の年齢層よりも乖離が大きく、働く意思があっても、仕事に就いていない方がこの年代は多くいる状況がうかがえます。

また、就労形態をみると、主に仕事が68.1%、家事の他仕事が29.0%となり、国平均と同程度で、県よりも主に仕事の比率が若干上回っています。

【女性の労働力率と就業率(平成17年)】



【女性の就労形態】

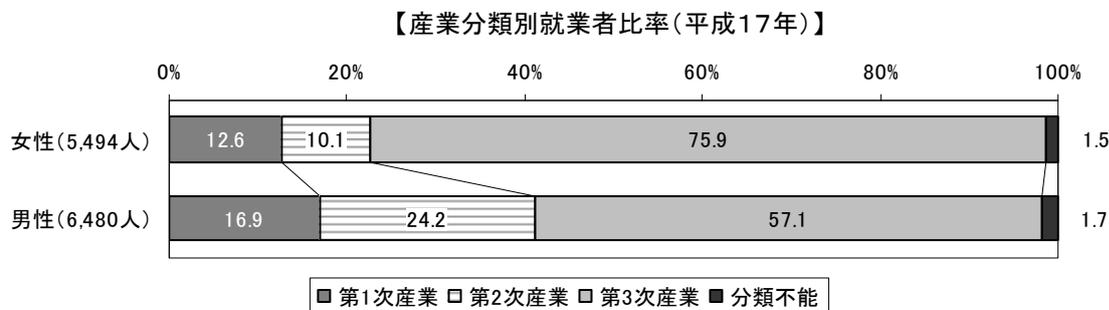


[資料:国勢調査]

(5) 第3次産業が大多数を占める女性就業者

産業分類別に15歳以上の就業者の状況をみると、女性は第3次産業の従事者が75.9%と大多数を占めており、男性よりも2割近く高い比率となっています。

なお、女性就業者を職業分類別にみると、「飲食店、宿泊業」が1,309人と最も多く、女性就業者総数の23.8%を占めています。次いで、「卸売・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の順となっています。



【産業別女性就業者数:上位5位(平成17年)】

順位	職業	女性就業者数	女性就業者に占める比率
1位	飲食店, 宿泊業	1,309	23.8%
2位	卸売・小売業	1,147	20.9%
3位	サービス業(他に分類されないもの)	620	11.3%
4位	漁業	612	11.1%
5位	医療, 福祉	535	9.7%

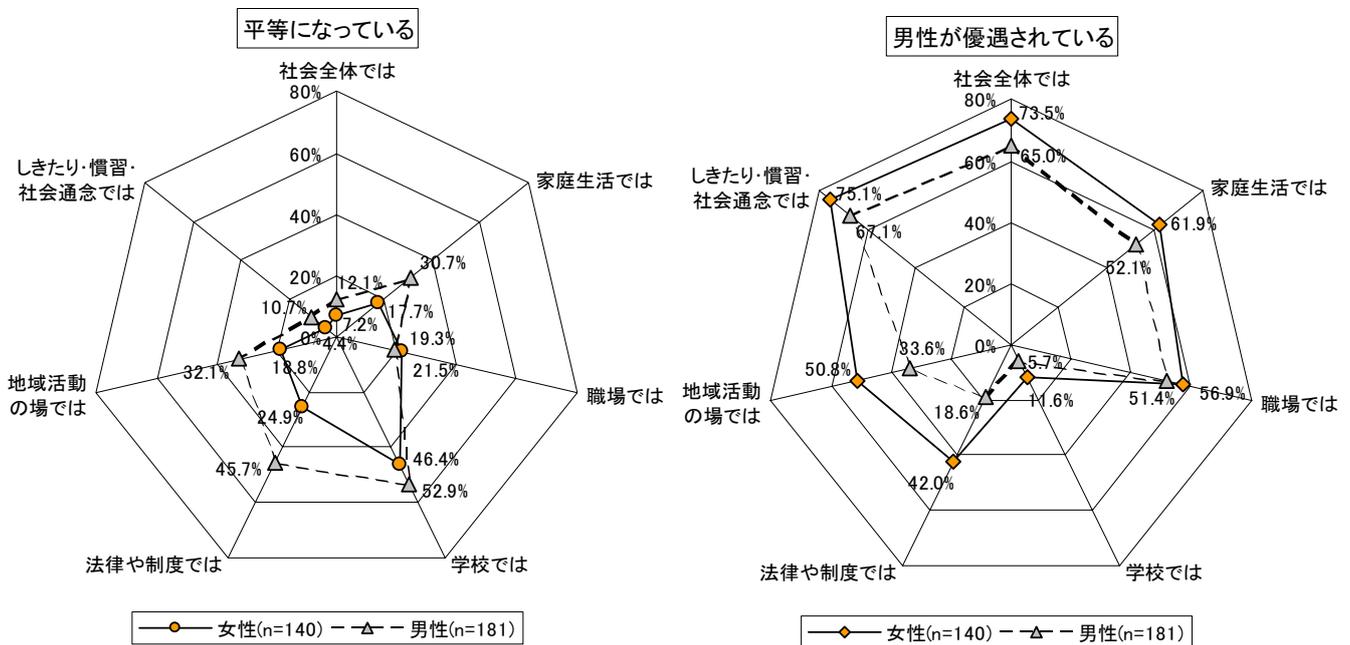
[資料:国勢調査]

(6) 男女の平等意識は “男性優遇” が多数

平成 21 年に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という。）によると、「社会全体」の男女の平等意識に関しては、男性は“平等”が 12.1%を占めていますが、女性は 7.2%にとどまっています。一方女性は、“男性優遇”が 73.5%と、男性よりも 1 割近く高くなっています。また、内閣府調査（H21 年）と比較すると、男女ともに“平等”（女性：18.0%、男性：29.2%）の比率は下回っています。

分野別にみると、「学校」が最も平等意識が高く、女性 46.4%、男性 52.9%に上りますが、「しきたり・慣習・社会通念」は平等意識が最も低く、女性 4.4%、男性 10.7%にとどまっています。

【男女の地位に関する分野別平等意識】



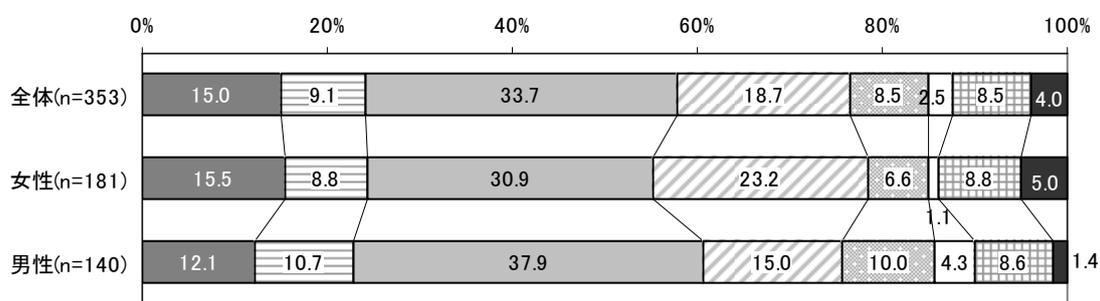
[資料:市民アンケート調査]

(7) 男女の平等に重要と思われるもの

市民アンケート調査によると、男女の平等に重要と思われるものとして、男女ともに「様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も多くなっています。次いで多い「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性が23.2%と男性（15.0%）を上回っています。

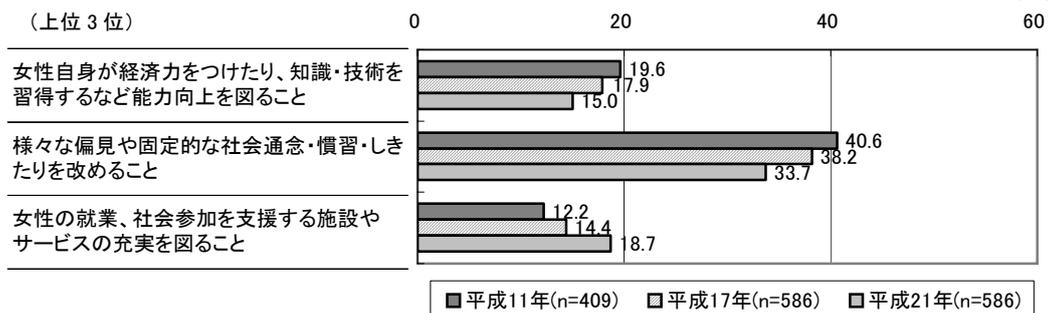
また、これまでの市民アンケート調査（平成11年及び平成17年）と比較すると、「様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」及び「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど能力向上を図ること」は比率が低下していますが、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は上昇しており、平成11年よりも6.5ポイント高くなっています。

【男女の平等に重要と思われるもの】



- 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど能力向上を図ること
- 法律や制度の面で見直しを行い平等につながることを改めること
- 様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること
- 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 重要な役職にもっと女性を登用すること
- その他
- わからない
- 無効回答/無回答

【男女の平等に重要と思われるもの(推移)】



[資料: 市民 アンケート調査]

3 計画策定の焦点

本市の現状と課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の2点に焦点を置きながら、関連施策を充実していくこととしました。

1 男女の平等意識を醸成し、それぞれの能力や個性を發揮できる社会づくり

アンケート調査によると、社会の各分野における男女平等意識は、概ね男性優遇という回答が多く、平等になっていると感じている割合は社会全体では1割程度にとどまっています。

女性の社会進出が進んでいるものの、平等という観点からみると、依然として男性が優遇されていると感じられるような状況が多くあるようです。

こうした男女の不平等感が女性の社会への参画の妨げとならないように、社会のあらゆる場面における男女の地位の平等意識の浸透を図り、女性も男性も共に責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてその能力や個性を發揮できる社会の実現を目指します。

2 誰もが生きがいや充実感を持って仕事と家庭、地域生活を両立できる社会づくり

アンケート調査によると、男女がもっと平等になるために重要なこととして、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が平成16年度のアンケート調査よりも比率を上げています。

価値観の多様化や経済的な事情、就労構造の変化などにより、女性の社会進出は全国的に進んでいますが、本市の女性は全国と比較しても働いている比率が高く、サービス業を中心に多くの女性が活躍しています。就労形態は、フルタイムで働いている方やパート・アルバイトなど家事の傍ら仕事をしている方など様々ですが、経済の低迷により男性にとっても女性にとっても雇用環境は厳しく、希望する職種に就くことが難しい状況にあります。このため、市や商工会議所、事業所などと連携した雇用対策の充実を図る必要があります。同時に、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立させるための社会的支援の重要性も増しています。

こうした状況を踏まえつつ、地域社会の活気を高めていくためにも、年齢や性別に関係なく、市民が協力し合いあらゆる分野への参画を促進し、女性も男性もともに生きがいや充実感を持って仕事と家庭、地域生活を両立していけるように、市、関係機関、市民が協力・連携した社会参加を支援するシステムづくりを目指していきます。

An orange ribbon graphic with a central white rectangular area containing the chapter title.

第2章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法は、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が「法の下に平等」であることを保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を掲げております。

このため、この計画は、憲法の保障している「人権の尊重」と「男女平等」の基本理念に基づき、男女があらゆる場面において共に参画することができる社会の実現を目指すものです。

2 計画の考え方

本市は平成12年3月に「鳥羽市男女共同参画行動計画～ほほえみプラン～」を策定し、男女共同参画社会^{※22}の実現に向けて各種施策を総合的かつ計画的に推進し、一定の成果をあげてきました。

しかし、私達を取り巻く社会の慣習、慣行の中には、依然として女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、解決しなければならない課題が未だに多く存在しています。

家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で、性別などに関わり無く、人権が尊重され、全ての人々が共に支え合い、認め合い、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成していくために、今後も継続して各種課題の改善、解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

このため、平成21年度に「鳥羽市男女共同参画行動計画～ほほえみプラン～」が計画期間の終了を迎えるに伴い、これまでの各種施策の見直しを行うとともに、本市における男女共同参画社会の各種取り組みがより一層、効果的なものとなるように、そして、新たな社会的課題への対応などを加味して、「鳥羽市第2期男女共同参画基本計画」を策定するものです。

3 計画の目標年度

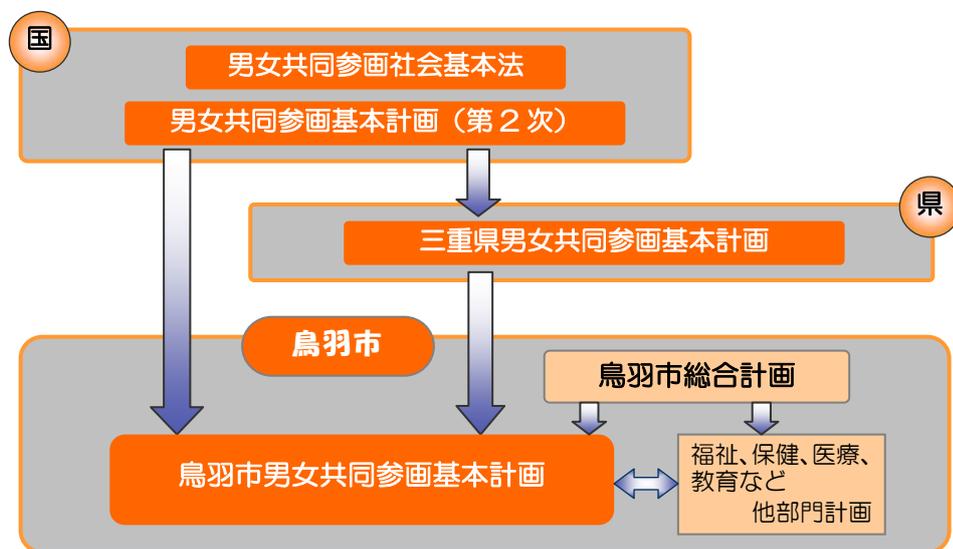
この計画の目標年度は、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間の計画とします。見直しが生じた場合はその度行う予定です。

4 計画の位置づけ

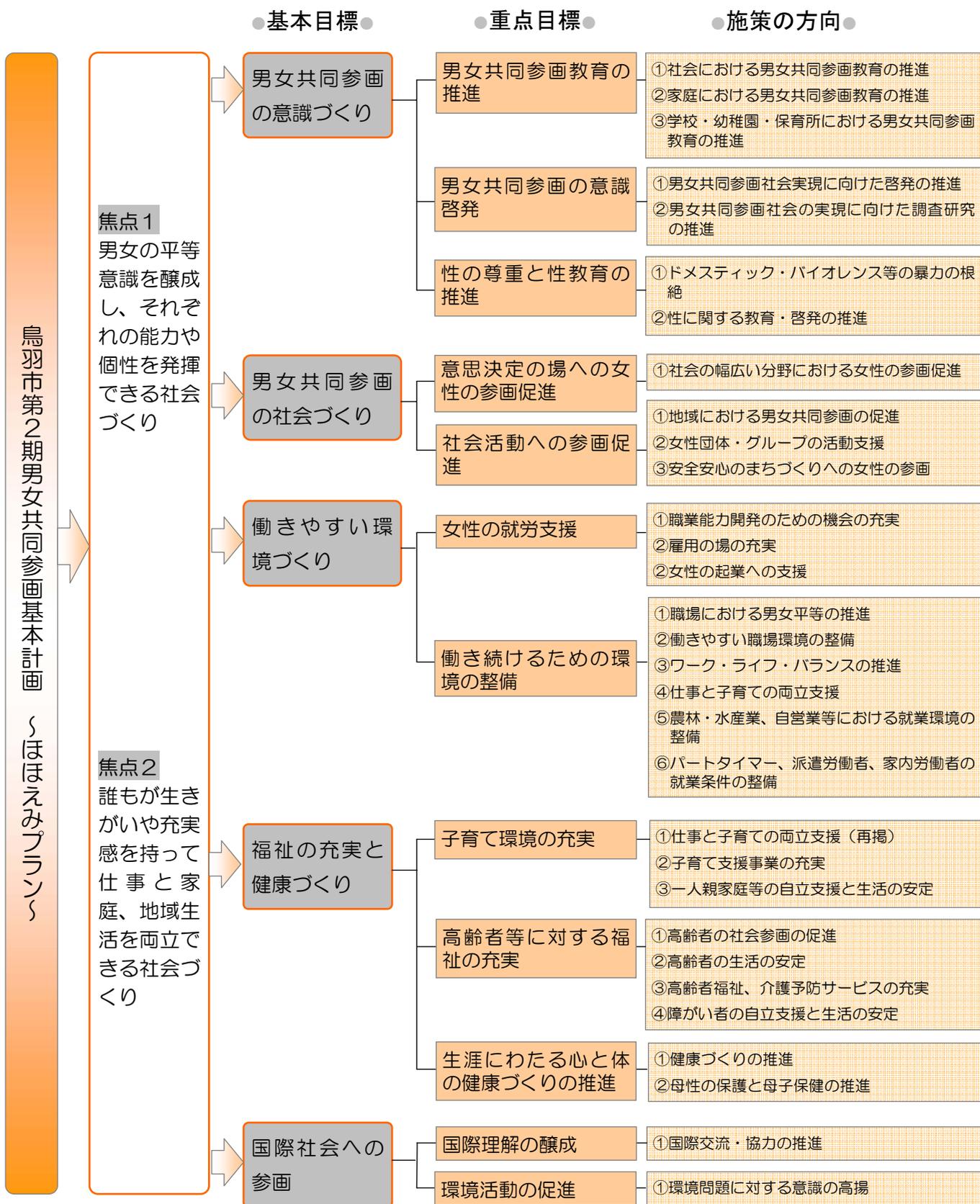
(1) この計画は、男女共同参画社会基本法（第 14 条第 3 項）に基づく市町村男女共同参画基本計画であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業計画を示すものです。

(2) この計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合に配慮するものです。

また、男女共同参画社会の形成は本市における重要施策の一つであるため、本市における取り組みの継続性を保てるように、上位計画である平成 23 年度を初年度とする「第 5 次鳥羽市総合計画」との整合を図りつつ、本計画を基に男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合性を確保するものです。



5 計画の体系



An orange ribbon graphic with a central rectangular section and two pointed ends on either side. The text is centered within the central section.

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進むとともに、女性の社会進出や男性の家事等への参画も増えつつあり、女性の地位向上や男女平等に対する意識は少しずつ市民の中に浸透してきています。

しかし、一方では依然として「男は仕事・女は家庭」というような意識も根強く残っており、男女の能力発揮の機会や選択の自由を阻害する要因となっています。

こうした固定的性別役割分担意識^{*23}は、男女の差別や偏見といった社会的な性別であるジェンダーを重視する考え方に基づくものであり、このような意識は、生活習慣や教育を通じて子ども達に無意識に継承されてしまいます。

そのため、これからは男女を問わず一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮し、お互いを尊重し認め合っていけるような社会を目指すという考え方をもとに、市民が家庭や職場、地域社会などあらゆる場で、生涯にわたって人権や男女共同参画について学べるように、学習の場・機会を充実し、社会意識の醸成を図るための施策を推進します。

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画教育の推進	①社会における男女共同参画教育の推進 ②家庭における男女共同参画教育の推進 ③学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の推進
	2 男女共同参画の意識啓発	①男女共同参画社会実現に向けた啓発の推進 ②男女共同参画社会の実現に向けた調査研究の推進
	3 性の尊重と性教育の推進	①ドメスティック・バイオレンス等の暴力の根絶 ②性に関する教育・啓発の推進

重点目標 1 男女共同参画教育の推進

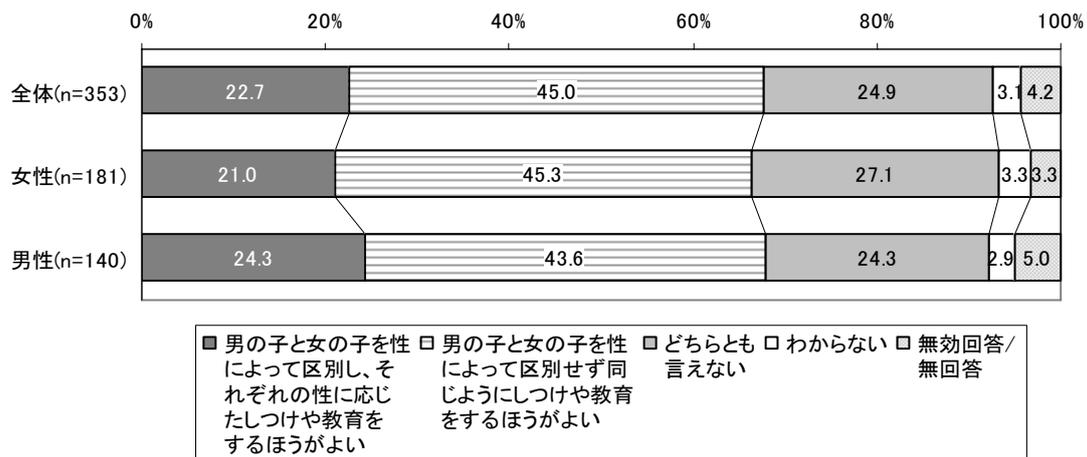
【現状と課題】

市民アンケート調査では、子どもの育て方については、男女ともに「男の子と女の子を性によって区別せず同じようにしつけや教育をするほうがよい」が最も多く、40%代を占めており、「男の子と女の子を性によって区別し、それぞれの性に応じたしつけや教育をするほうがよい」(22.7%)の2倍強となっています。

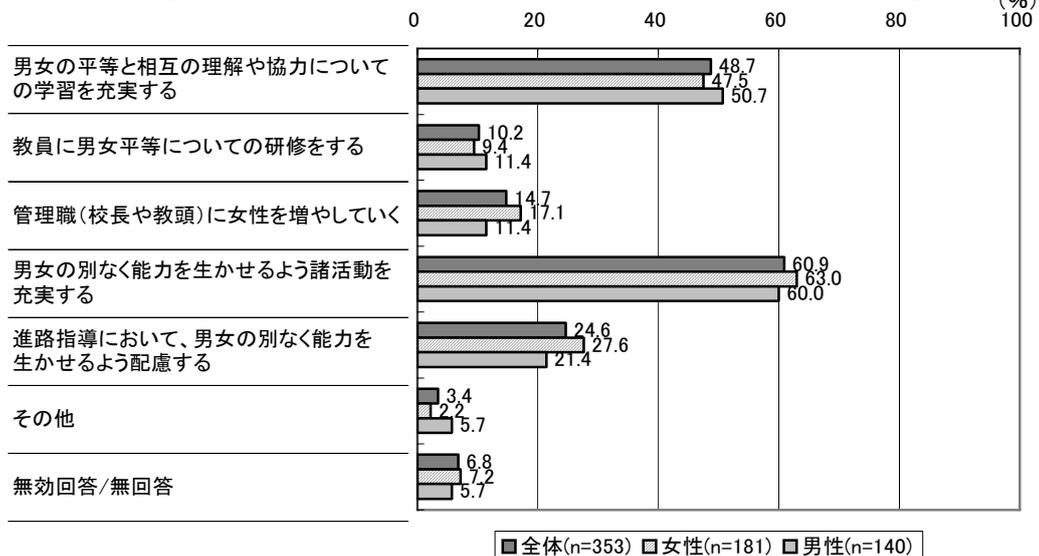
また、学校教育の場で男女平等の人間関係をつくるために力を入れることとして、「男女の別なく能力を生かせるよう諸活動を充実する」が男女とも約6割と最も多く、次いで「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が約5割となり、学校の教育の場における男女共同参画に関する学習の充実が期待されている様子が見えられます。

人権尊重や男女平等意識は幼少期から、成長段階にあわせて様々な体験や学習を積み重ね、継続して学んでいくことが大切です。そして、社会に出てからも、男女共同参画に関する認識が深められるような学習環境の充実を図っていく必要があります。

【子どもの育て方】



【学校教育の場で男女平等の人間関係をつくるため力を入れること】



[資料: 市民アンケート調査]

【施策の概要】

人権尊重や男女共同参画について、生涯にわたって学べるように、社会、家庭、学校等における男女共同参画に関する教育を推進します。

また、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を充実していきます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)社会における男女共同参画教育の推進	<p>①生涯を通して新たな知識や技術を習得し、豊かで充実した人生を送れるように、男女の固定的な役割分担意識を改め、男女の違いや相互理解が深められるような講演会・学習会を各課と連携して行っていきます。</p> <p>②講演会や講座について、市広報紙や市ホームページ等を通して情報を提供します。</p> <p>③男女共同参画の教育を推進する人材を育成するため、研修内容の充実を図りながら継続して事業を実施します。</p>	<p>教委・生涯学習課</p> <p>教委・生涯学習課</p> <p>市民課</p>
(2)家庭における男女共同参画教育の推進	<p>①家事・育児・介護等を性によらず家族で分担し協力し合う意識の醸成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の一層の充実に努めます。</p> <p>②料理や育児、介護等の知識・技術の向上を図るための各種講座に男性の参加を呼びかけるとともに、男性が参加しやすくなるように、日程や講座内容の工夫に努めます。</p>	<p>教委・生涯学習課 健康福祉課</p> <p>教委・生涯学習課 健康福祉課</p>
(3)学校、幼稚園、保育所における男女共同参画教育の推進	<p>①人権意識は幼少期からの教育が重要なため、いじめの問題も含め、子ども達が人権について考え、学ぶ機会が充実するように、幼稚園、保育所、小中学校における人権教育の推進を図ります。また、人権フォーラムも継続して実施し、人権意識の高揚に努めます。</p> <p>②教職員等を対象とした研修会を拡充し、男女共同参画意識の高揚に努めます。</p> <p>③男女共同参画の視点に立った指導資料や教材等の見直しを推進します。</p> <p>④性別に関わらず、生徒一人ひとりの資質や適正に配慮しながら、生徒が主体的に決定できるような進路指導を推進します。</p>	<p>教委・学校教育課 健康福祉課</p> <p>教委・学校教育課</p> <p>教委・学校教育課</p> <p>教委・学校教育課</p>

【現状と課題】

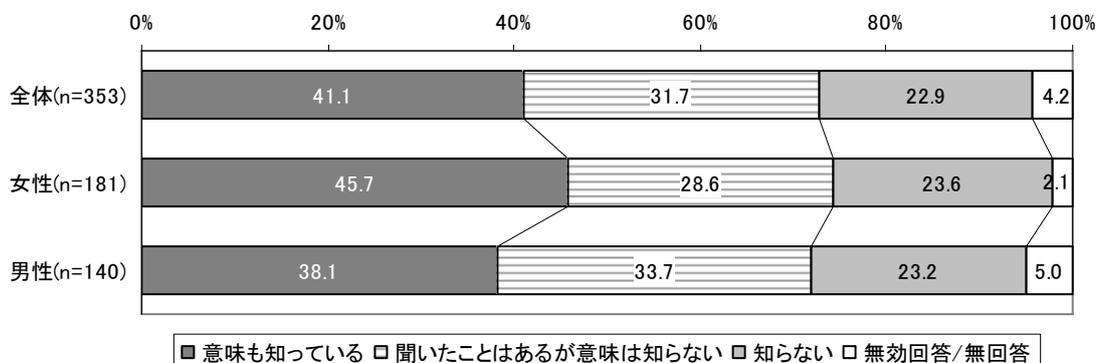
市民アンケート調査によると、「男女共同参画」という言葉に対する認知度は、「意味も知っている」が女性は45.7%と男性（38.1%）よりも約8ポイント上回っています。また、「知らない」は男女とも約2割となり、5人に1人が男女共同参画について認識していない現状にあります。

「男は仕事・女は家庭」という考え方については、賛成派と反対派が拮抗しており、男女差も大きくみられませんが、「そう思う」と「そう思わない」に限定してみると、女性は「そう思わない」が14.4%と男性よりも約9ポイント高く、男性は「そう思う」が11.4%と女性よりも8ポイント上回り、男女の考え方に差がみられます。

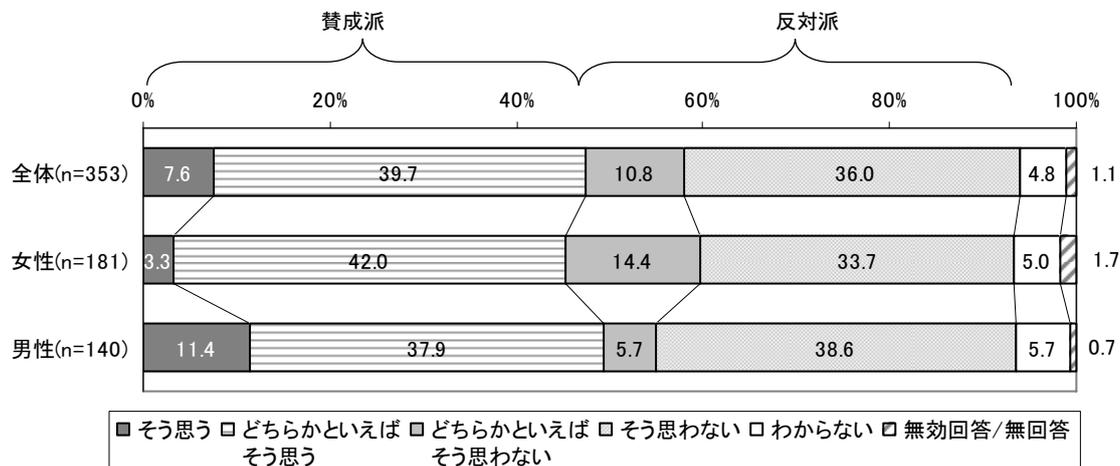
また、男女共同参画社会について市民の理解を深め、その実現に向けた取り組みを展開していく上での法的なよりどころとなる条例を制定することについては、「必要」という回答は全体で13.3%にとどまっていますが、男女共同参画という言葉を知り理解している回答者ほど比率は高くなっています。

これまで本市では、男女共同参画に関する基本的な考え方について、市広報紙への掲載や啓発用チラシの配布などにより周知を図っており、今後もこうした取り組みを継続するとともに、条例の制定を検討するなど、市民への一層の意識啓発活動を推進し、性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくりに取り組む必要があります。

【男女共同参画という言葉に対する認知度】

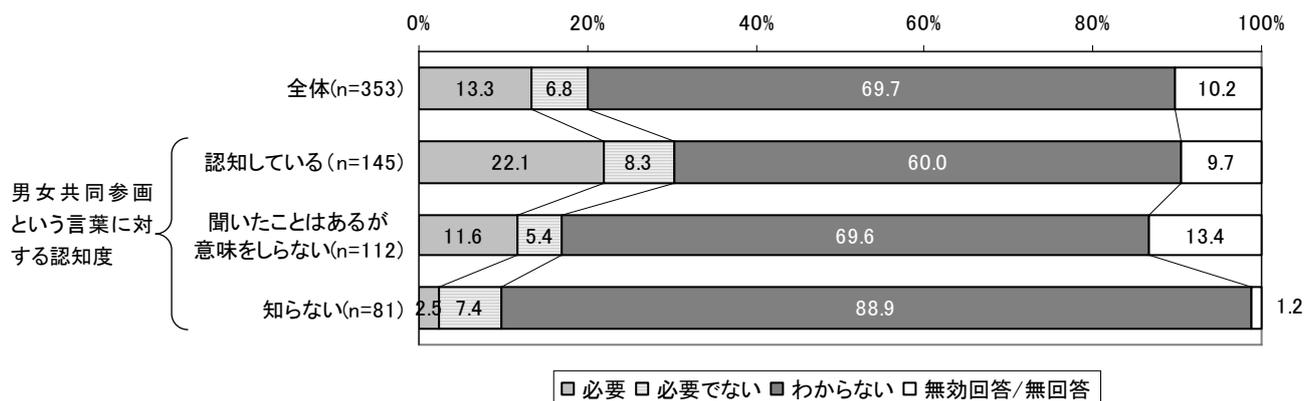


【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



[資料:市民アンケート調査]

【条例の制定について】



[資料:市民アンケート調査]

【施策の概要】

「男性だから」「女性だから」という性の違いによる偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。
また、人権や性別による不当な差別などに関する相談支援体制を充実します。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)男女共同参画社会実現に向けた啓発の推進	①市広報紙や市ホームページ、市立図書館の「女性コーナー」等の情報提供機能を充実させるため、関係課と連携を図ります。 ②自治会をはじめとする地域活動団体等を通じて、男女共同参画に関する情報提供に努めます。 ③男女が共に認め合い、助け合う男女共同参画社会の実現を目指した啓発活動の充実に努めます。 ④県や近隣市と連携し、男女共同参画に関するセミナー等のイベントを開催します。 ⑤男女共同参画条例の制定について、本市の地域性も踏まえ、その必要性の是非について検討します。	図書館 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課
(2)男女共同参画社会実現に向けた調査研究の推進	①女性問題等に関する市民の意識を、アンケート調査などにより定期的に把握し、施策への反映に努めます。 ②国、県、他自治体の取り組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	市民課 市民課

重点目標3 性の尊重と性教育の推進

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※24} や、近年では恋人同士の間で発生するデートDV^{※25} など、配偶者やパートナーからの暴力が社会問題化しています。こうした暴力行為は、身体的のみならず言葉や経済的な圧迫による精神的暴力もあり、そのとらえ方については個人差もあり、被害が潜在化してしまうおそれもあります。また、暴力をする側にとっては、暴力を暴力と認識しないままに続けていることもあります。

こうした暴力行為は重大な人権侵害であり、子育て中の世帯では、子どもの育ちにも大きく影響をします。そのため、暴力行為の根絶に向けて啓発活動を推進するとともに、警察や病院等の関係機関と連携し、被害の早期発見及び被害者の相談、そして安心して生活できる環境整備等を図る必要があります。同時に、男女間のあらゆる暴力をなくすためには、性に関する教育や性差別を助長するような表現の適正化など、人権尊重の意識の醸成を図る取り組みを推進していく必要があります。

【施策の概要】

ドメスティック・バイオレンスやデートDVなどの暴力を認めない、認めさせない社会を形成していくために、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

また、性に関する教育や性差別を助長するような表現の適正化など、人権尊重の意識を醸成していきます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1) ドメスティック・バイオレンス等の暴力の根絶	① 配偶者やパートナーからの暴力を許さない社会づくりのため、市広報紙や市ホームページ等を通して啓発を行います。	市民課
	② ドメスティック・バイオレンス等に対する相談窓口の周知を図るため、市広報紙や市ホームページ等に窓口の電話番号を記載します。また、市の催し物等を活用し、ドメスティック・バイオレンスや相談窓口の電話番号を記載したチラシ等を配布します。相談窓口においては、プライバシーを配慮しながら適切かつ迅速な対応に努めます。	健康福祉課
	③ DV防止法に記載されている被害者に対する支援や計画の策定等、市として取り組むべき事項について検討し、支援の充実を図ります。	健康福祉課

	④警察、病院など関係機関との連携を図りながら情報交換を密にし、被害者の早期発見及び支援に努めます。	健康福祉課
(2) 性に関する教育・啓発の推進	<p>①人権尊重の精神に基づく、男女相互の望ましい人間関係の確立と、正しい行動が取れるように、関係課と連携して、性教育・啓発の充実を図ります。</p> <p>②性についての悩み等に対する相談機能の充実を図ります。</p> <p>③市の作成する広報や出版物については、公の機関である役所として、先駆的で模範的な男女共同参画の視点に立った表現となるよう、国の手引き等を参考にしながら作成します。また、男女共同参画の視点からの公的広報の手引書等の作成・配布について検討します。</p> <p>④メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、県等と連携して情報提供や講座の開催に努めます。</p>	<p>教委・生涯学習課 市民課</p> <p>健康福祉課 教委・生涯学習課 市民課 教委・生涯学習課 （全課）</p> <p>市民課</p>

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、将来の社会変化に対応しながら責任ある参画をすることであり、そのためにはいかなる社会環境にも対応し、その達成に向けて努力することが求められています。

これまで、女性の意思は社会の様々な問題解決や意思決定に反映されることが少なく、環境や福祉、教育など特定の分野での参画に限られていました。また責任のある仕事や決定権を持つのは男性の役割と考えられ、女性の活動範囲は限定され、本来女性とともに担うべき責任も男性に委ねられる一方で、そこに潜む不平等という現象も見過ごされております。

女性の参画は、市民生活の様々な分野においても必要となっており、人口減少や高齢化、国際化などの社会変化の中で、さらに重要な役割が期待されています。

そのため、これからは、男女があらゆる分野において、対等な立場で責任を持って能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅱ 男女共同参画の社会づくり	1 意思決定の場への女性の参画促進	①社会の幅広い分野における女性の参画促進
	2 社会活動への参画促進	①地域における男女共同参画の促進 ②女性団体・グループの活動支援 ③安全安心のまちづくりへの女性の参画



重点目標 1 意思決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

本市では、各種審議会・委員会において女性の登用促進を図っており、平成 20 年 8 月 1 日現在、118 人に上り、平成 11 年（20 人）の 6 倍近くとなり、総委員数に占める比率は 21.1%と、平成 11 年（9.3%）の 2 倍強となっています。しかし、審議会・委員会ごとにみると、男女共同参画、生活安全、廃棄物、選挙推進などは本市の登用率の目標（平成 21 年度）である 40%を前後するものもありますが、依然として男性だけで構成されている審議会・委員会もあります。

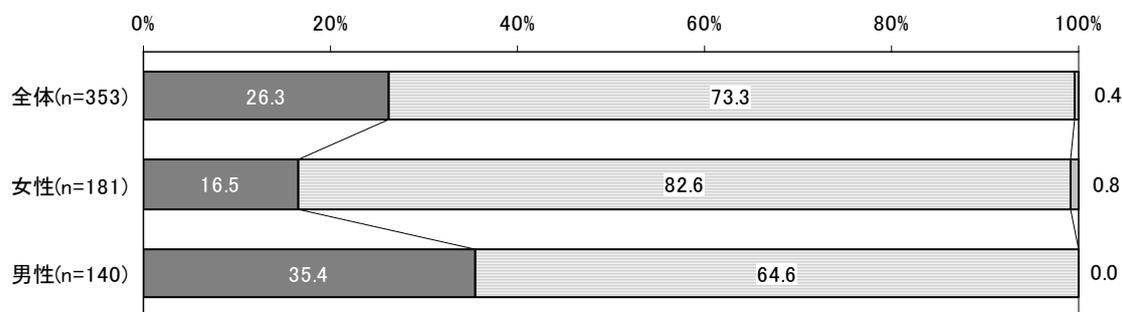
また、企業や地域における活動などにおいても女性の意思決定過程への参画は少ない状況にあるため、今後はさらに多様な場面における意思決定過程への女性の参画が進むように取り組んでいく必要があります。

【審議会・委員会等への女性委員の登用状況】

		審議会・委員会数		総委員数	内女性委員数
		総数	内女性委員 がない数		
11 年 6 月 1 日 現在	三重県内 市町村合計	1,633 会	806 会(49.3%)	18,042 人	2,426 人(13.4%)
	鳥羽市	21 会	8 会(38.1%)	216 人	20 人(9.3%)
17 年 4 月 1 日 現在	三重県内 市町村合計	961 会	341 会(35.4%)	10,648 人	1,798 人(16.8%)
	鳥羽市	34 会	4 会(11.8%)	485 人	99 人(20.4%)
21 年 4 月 1 日 現在	三重県内 市町村合計	840 会	167 会(19.9%)	11,918 人	2,965 人(24.9%)
	鳥羽市	35 会	4 会(11.4%)	560 人	118 人(21.1%)

[資料:市民課]

【役職についているか否か】



■ はい □ いいえ □ 無効回答/無回答

[資料:市民アンケート調査]

【施策の概要】

女性の意思決定の場への参画の促進と、女性のエンパワーメント※26のための教育・学習機会の充実に努めます。

また、各種会議等における議論の活発化を図るため、女性の参画意欲の高揚や人材の発掘及び育成、女性が能力を発揮できる環境の整備などに努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)社会の幅広い分野における女性の参画促進	①性別に関わりなく、個人の能力と適正に応じた市職員の配置と管理職への登用を図ります。	総務課
	②市の各種審議会、委員会等の女性委員の目標比率である30%について検証し、地域性や審議会の内容に見合った目標を掲げ、その目標に到達できるように各課に呼びかけます。	全課
	③市女性職員に対して、キャリア形成やスキルアップに繋がるような研修への積極的な参加促進を図ります。	総務課
	④市・県等が開催する男女共同参画に関するイベントや男女共同参画に関する情報を電子掲示板に掲載し、全職員に周知することで積極的な参加を図ります。	総務課 市民課
	⑤市民の市政への関心が高まり、市政への参画が促進されるように、行政情報のより積極的な提供に努めます。	総務課 市民課
	⑥民間企業、団体等における女性の管理職・役員への登用促進について、関係機関に対する啓発活動を推進します。	農水商工課
	⑦女性の潜在する能力の開発・育成を図るセミナーや研修、講座、イベント等の情報提供を行います。	市民課
	⑧女性の登用に関する調査の実施と情報の提供に努めます。	市民課

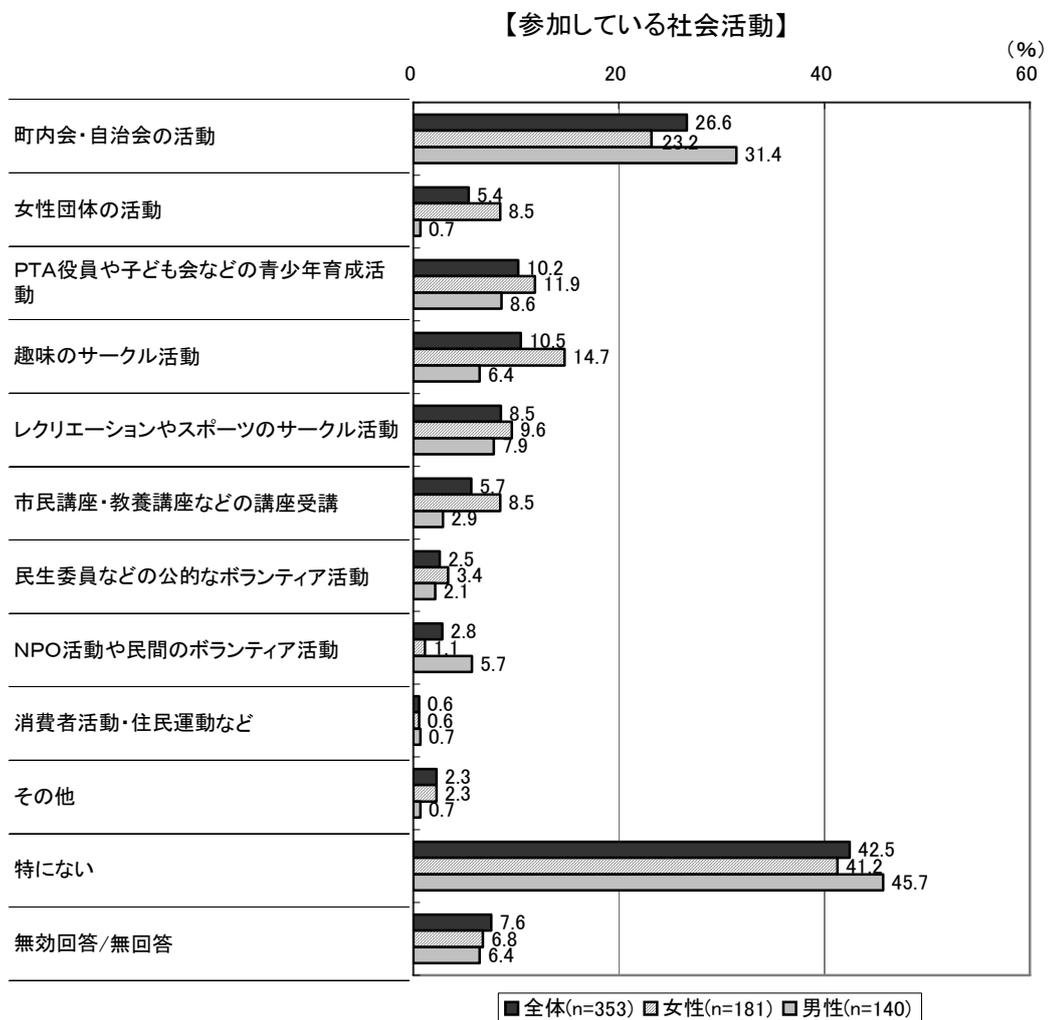
重点目標2 社会活動への参画促進

【現状と課題】

市民アンケート調査によれば、多くの市民が何らかの社会活動に参加しており、その内容は、「町内会・自治会の活動」、「女性団体の活動」、「趣味のサークル」など多岐にわたり、多数の女性が参加しています。

しかし、地域づくりの中心的な担い手となる町内会・自治会活動等は女性の参画が少なく、男性が31.4%と女性（23.2%）よりも約8ポイント上回っています。また、リーダーとして活躍しているのは大多数が男性という状況にあります。

地域社会の一員として女性の視点やニーズを地域づくりにより反映していけるように、地域の特性を踏まえながら、育児や福祉にとどまらず幅広い分野での女性の参画を促進し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。



[資料:市民アンケート調査]

【施策の概要】

市民が主体的に地域活動に参加し、より活力ある地域社会が形成されるように、各種活動への支援に努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)地域における男女共同参画の促進	<p>①地域活動の場に男女がともに参画できるよう意識啓発に努めます。</p> <p>②ボランティア活動など地域活動への男女共同参画を促進するよう、情報の収集・提供や意識の醸成に努めます。</p> <p>③各種講座・イベント等を継続して開催するとともに、開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行うことで、地域活動の場で男女がともに参画できる意識啓発に努めます。</p> <p>④福祉、子育て、環境美化、観光など、女性の視点を活かした地域活動等が活発に行われるように支援します。</p>	<p>全課</p> <p>市民課 (全 課)</p> <p>市民課</p> <p>健康福祉課 環境課 農水商工課</p>
(2)女性団体・グループの活動支援	<p>①女性団体・グループの活動を支援するため、継続して新しい団体の発掘及びリストを作成し、情報提供に努めるとともに、ネットワークづくりを推進します。</p> <p>②県等が開催する男女共同参画イベントを案内し、市内外における交流と連携を深めることによりグループづくりを行い、その中からリーダー育成を図ります。</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p>
(3)安全安心のまちづくりへの女性の参画	<p>①防災計画及び防災マニュアルにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進します。</p> <p>②消防団や自主防災組織などへの女性の参画促進に努めます。</p> <p>③女性が安全安心に活動できるように、防犯体制の充実に努めます。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>

基本目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

少子・高齢社会の進行に伴い若年就業者数が減少する中で、社会は女性の労働力をますます必要とするようになってきています。女性自身も就業意欲が高まり、就業継続や再就職を希望する女性が増え、これまで男性の多かった職場への進出など女性自身の働き方にも変化が出てきました。また、「男女雇用機会均等法」の改正や育児・介護休業制度など法整備も進んでいます。しかし、こうした環境の整備にも関わらず、男性を中心とする雇用慣行により、出産や育児等で退職した女性の再就職、昇進や賃金等の面でいまだに差別が残り、女性の就業は依然として厳しい状況にあります。

また、家事や育児、介護等は女性が主に担っており、仕事と家庭生活の両立に負担を感じている女性も多くいます。国においては、仕事と家庭、地域生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス^{※27}を推進していますが、本市においても、男女がともに仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など多様な生き方を選択することが可能となり、やりがいと充実感のある生活を送ることができるように、ワーク・ライフ・バランス実現に向けて取り組んでいく必要があります。

しかし、就業環境の向上については一自治体では限界があるものです。性別や年齢を問わず、意欲と能力のある者が職場で活躍できるように、事業者への啓発に努めるとともに、国、県、その他関係機関と連携しながら法律や制度の普及や職業能力の向上を図るなど、男女がともにいきいきと働く環境づくりのための施策を推進します。また、厳しい経済環境により雇用状況は不安定なため、市の特色を生かした産業の育成、活性化を図るなど、企業や関係機関、団体、市民と協力し、働く場の拡充に努めます。

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅲ 働きやすい環境づくり	1 女性の就労支援	①職業能力開発のための機会の充実 ②雇用の場の充実 ③女性の起業への支援
	2 働き続けるための環境の整備	①職場における男女平等の推進 ②働きやすい職場環境の整備 ③ワーク・ライフ・バランスの推進 ④仕事と子育ての両立支援 ⑤農林・水産業、自営業等における就業環境の整備 ⑥パートタイマー、派遣労働者、家内労働者の就業条件の整備

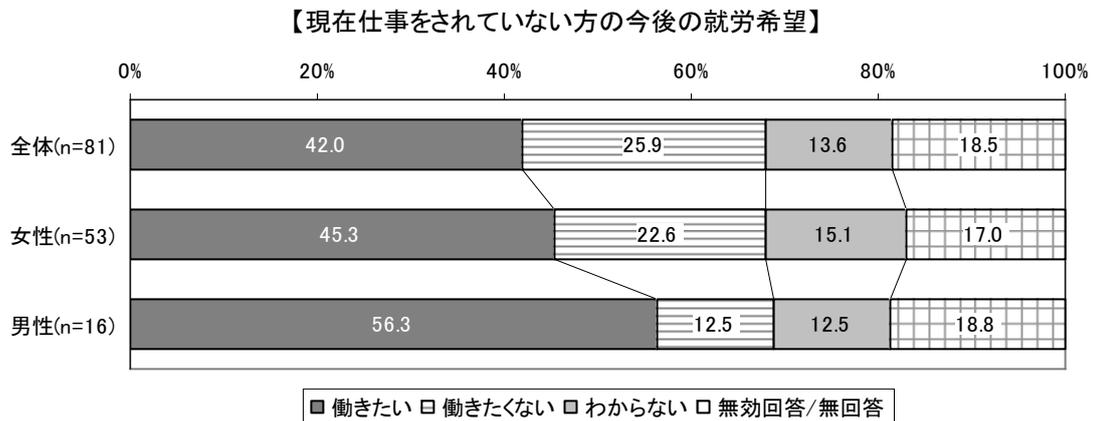
重点目標 1 女性の就労支援

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、現在就業していない方の今後の就業希望は、女性は45.3%となっています。件数は少ないものの、これを年齢階層別にみると、50歳未満の女性の就業希望は9割を超えています。

就業意欲はあるものの、女性は出産や育児、また配偶者の転勤などで長期にわたって仕事を離れた場合には、再就職を希望しても、採用年齢の制限によりこれまで培ってきた知識や技術、経験を生かせる就職先が見つからない、あるいは必要とされる知識や技術が不足しているため就職が難しいといった経験をしている女性も多くいます。

厳しい経済・社会環境の中で、女性の就業への影響が懸念されるとともに、就業形態についても多様化が進むことが予想されています。こうした状況の中で、性別に関わりなくその個性や能力が適正に評価され、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保が図れるように取り組んでいく必要があります。



[資料:市民アンケート調査]



【施策の概要】

就労を希望する女性の就職を支援するため、求人情報の提供や職業能力向上のための学習機会の充実などに努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)職業能力開発のための機会の充実	<p>①女性の就業促進につながるように、県及び関係機関と連携し、資格取得など女性の職業能力の向上のための学習、研修機会の募集等の情報提供を行います。</p> <p>②市内で求人情報が得られるように、市内各所にある市関連施設において、求人情報の提供を行います。</p> <p>③国、県等と連携し、女性の職業能力向上につながるような企業内研修を実施するよう啓発に努めます。</p>	<p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p>
(2)雇用の場の充実	<p>①地産地消の推進など、本市の特色を生かした産業の活発化を図るため、庁内の連携はもとより、企業、関係機関、市民が一体となって取り組み、雇用の場の充実につなげていきます。</p>	農水商工課
(3)女性の起業への支援	<p>①自らのアイデアや知識、経験を生かして起業したいと思う女性に対して、起業のための学習の場や情報の提供に努めます。</p> <p>②生活者としての女性の視点や経験を生かすとともに、女性の能力の活用と地域活性化の観点から、コミュニティビジネスの設立を支援します。</p>	<p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p>

【現状と課題】

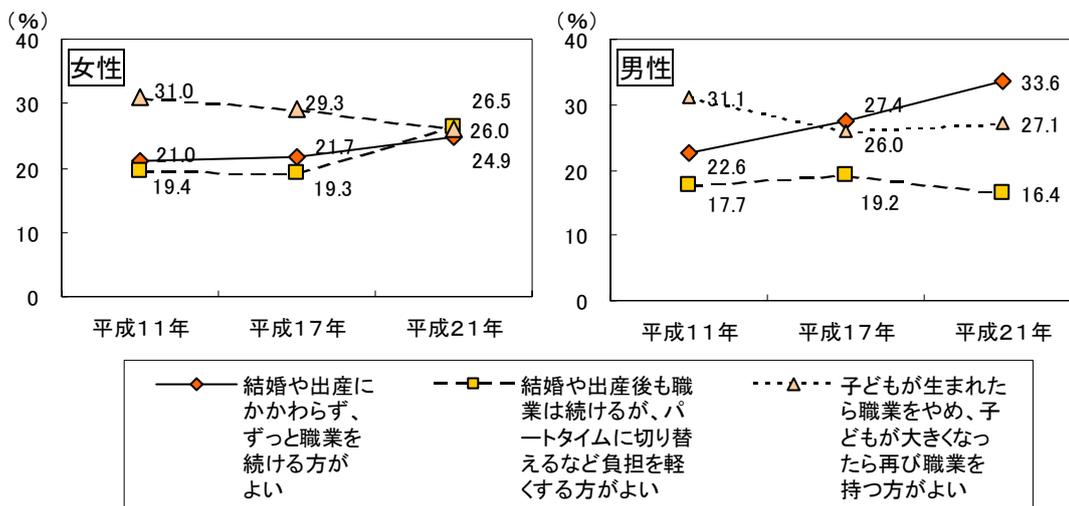
これまでの市民アンケート調査（平成11年、平成17年、平成21年）から、女性が職業を持つことについての考え方をみると、上位3位の回答には変動がみられます。

「結婚や出産にもかかわらず、ずっと職業を続ける方がよい」については男女ともに比率が上昇しており、特に男性の上昇率が著しく、女性の就労に対する理解が浸透している状況がうかがえます。女性は、「結婚や出産後も職業は続けるが、パートタイムに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」が上昇傾向にある一方で、「子どもが生まれたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が低下しており、女性は何らかの形で働き続けることを望んでいる傾向が強くなっています。

また、女性が働き続けるために必要なこととして、平成21年の市民アンケート調査では、「家族の理解、協力が得られないこと」が全体では最も多く、次いで「育児休業、保育施設の数、保育内容が充分ではない」となり、仕事と子育てを両立するために何らかの支援や協力を必要としている状況がうかがえます。

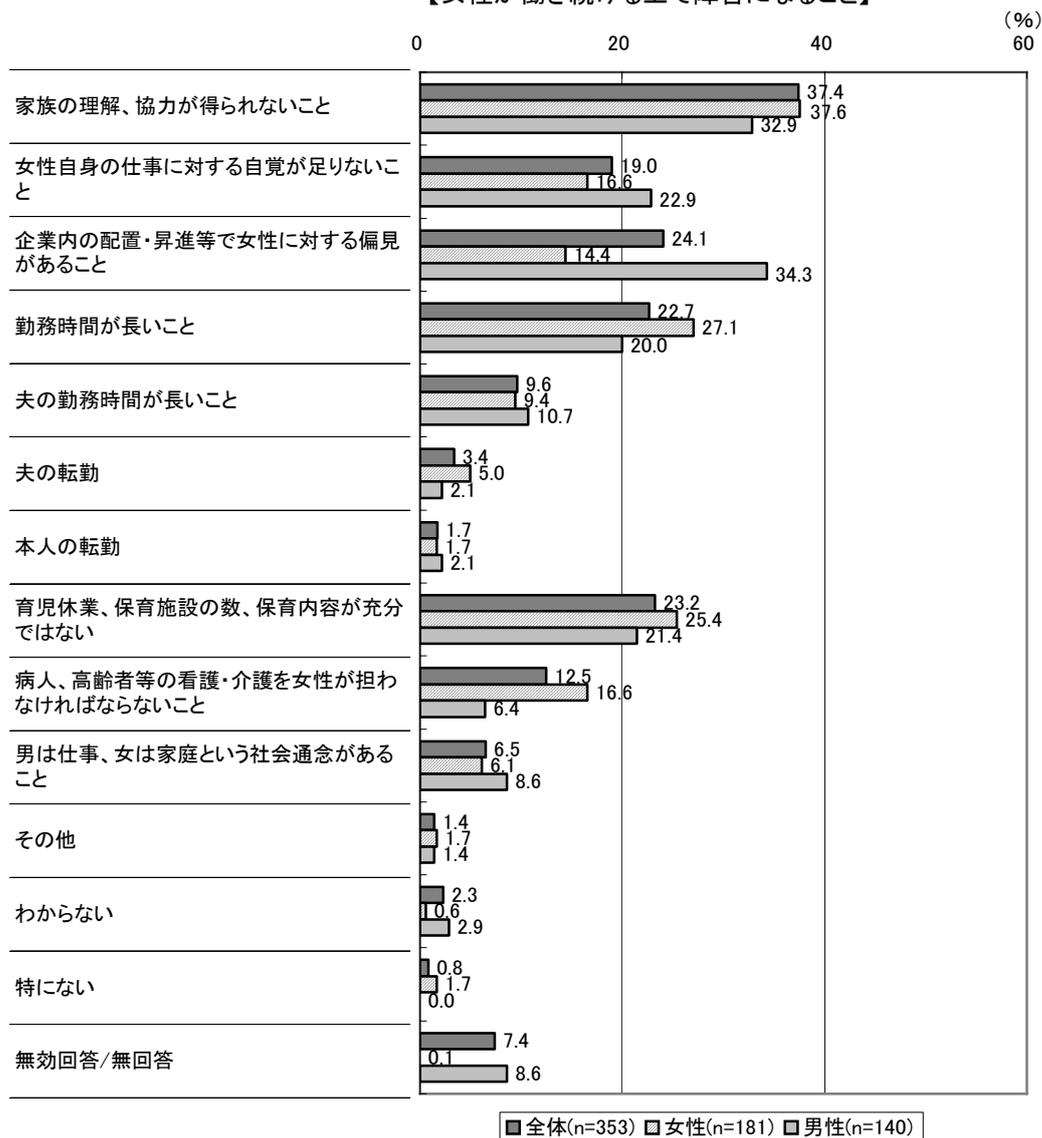
女性の就業に対する理解は深まりつつありますが、女性が働き続けるためには、家族の理解や協力、保育などの社会的支援、そして企業の理解など、多角的な面から支援をしていく必要があります。また、女性も男性も仕事と家庭や地域生活を両立させ、やりがいや充実感のある人生を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図っていくことも大切です。

【女性が仕事を持つことについて(上位3位の推移)】



[資料: 市民アンケート調査]

【女性が働き続ける上で障害になること】



[資料: 市民アンケート調査]

【施策の概要】

女性の就業継続を支援するため、各機関への啓発活動とともに、保育や介護の社会的な支援を充実していきます。

また、女性も男性も仕事と家庭、地域生活の両立が可能となり、やりがいや充実感のある人生が送れるように、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)職場における男女平等の推進	①男女雇用機会均等法や労働基準法の主旨の周知を図るとともに、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の意識を高めるため、事業主等への啓発を進めます。	農水商工課

<p>(2)働きやすい職場環境の整備</p>	<p>①女性も男性も共に健康に働き続けられるように、企業や関係機関と連携を図り、福利厚生を利用した健康診査等で健康管理の充実に努めます。</p> <p>②労働安全衛生対策の強化を図るため、市広報紙や関係パンフレットを活用して啓発を行います。</p> <p>③働く女性の母性保護や母性健康管理のため、市広報紙や関係パンフレットを活用して普及啓発を行います。また、母子手帳交付時に母性保護についての啓発を行います。</p> <p>④セクシャル・ハラスメント^{*28}防止のため、市広報紙や関係パンフレットを活用して啓発を行います。</p>	<p>農水商工課 健康福祉課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課 健康福祉課</p> <p>農水商工課 市民課</p>
<p>(3)ワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>①仕事と家庭、地域生活の両立を図るワーク・ライフ・バランスの視点から、市民一人ひとりが元気でいきいきと職場や家庭、地域社会で活躍し続け、それぞれの個人が連携し合いながら、地域の力を育てることができるよう、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等を活用して啓発活動を推進します。</p> <p>②育児・介護休業制度の周知普及に努めます。</p> <p>③多様な働き方を支援するため、育児や介護などの社会的支援の充実に努めます。また、家事・育児・介護等を性によらず家族で分担し合えるよう、意識の醸成を図るための男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進や家庭生活に必要な知識・技術の向上を図るための講座への男性の参加促進などに努めます。</p>	<p>農水商工課</p> <p>農水商工課 教委・生涯学習課 健康福祉課</p>
<p>(4)仕事と子育ての両立支援</p>	<p>①男女がともに働き続け、また、家庭責任を果たしていくために、多様なニーズに対応する保育施策や留守家庭児童の健全育成など、仕事と子育ての両立支援の充実に努めます。</p> <p>②子育てについての不安や悩みに対して、女性の負担を軽減し、男女共同の子育てを促進するために相談・援助の充実に努めます。</p>	<p>健康福祉課 教委・総務課</p> <p>健康福祉課 教委・総務課</p>

<p>(5)農林・水産業、 自営業等における 就業環境の整備</p>	<p>①農漁村における固定的な性別役割分担意識に基づく女性の過重労働を解消するため、啓発活動を継続して行い意識の醸成を図ります。</p> <p>②漁業の生産性の向上とあわせ、生産現場の効率化や協業化に取り組み、労働環境の改善を図ります。</p> <p>③県と連携し、地域の活性化や漁家経営及び漁村生活の向上のために活躍する女性を支援する三重県漁村女性アドバイザーへの認定制度の普及に努めます。</p> <p>④家族単位の自営業における女性の過重労働を解消するため、啓発活動の推進を図ります。</p> <p>⑤安全で快適に就業できるよう、労働時間の適正化、休日の取得等、労働環境の整備を促進します。</p> <p>⑥県や商工業団体と連携し、自営業の女性の経営能力向上のために、各種学習講座等の情報提供を行います。</p>	<p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p> <p>農水商工課</p>
<p>(6)パートタイマー、派遣労働者、家内労働者の就業条件の整備</p>	<p>①市広報紙や市ホームページ、関係パンフレットを活用して、パートタイム労働法^{*29}、労働者派遣法^{*30}、家内労働法^{*31}の周知に努めます。</p>	<p>農水商工課</p>

基本目標Ⅳ 福祉の充実と健康づくり

本市では、国や県を上回る勢いで少子高齢化が急速に進んでおり、少子化対策、高齢化対策は急務の取り組むべき課題といえます。そのため、本市では、子育て支援サービスや高齢者保健福祉サービス等の充実、介護保険制度の円滑な運営などに取り組んでいます。

しかし、多様化・増加する市民のニーズに対応していくには、行政のみならず、市民の参画が必要であり、地域社会が一体となって取り組んでいくことが大切です。このため、これからは男女が共に協力し、行政と市民との協働による地域全体の福祉向上を図っていく施策を推進します。

また、長寿化が進む中で、健康で自立した暮らしを送れるように、性差に配慮し、ライフステージ^{*32}に応じた健康づくりを支援する施策を推進します。

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅳ 福祉の充実と健康づくり	1 子育て環境の充実	①仕事と子育ての両立支援（再掲） ②子育て支援事業の充実 ③一人親家庭等の自立支援と生活の安定
	2 高齢者等に対する福祉の充実	①高齢者の社会参画の促進 ②高齢者の生活の安定 ③高齢者福祉、介護予防サービスの充実 ④障がい者の自立支援と生活の安定
	3 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	①健康づくりの推進 ②母性の保護と母子保健の推進

重点目標1 子育て環境の充実

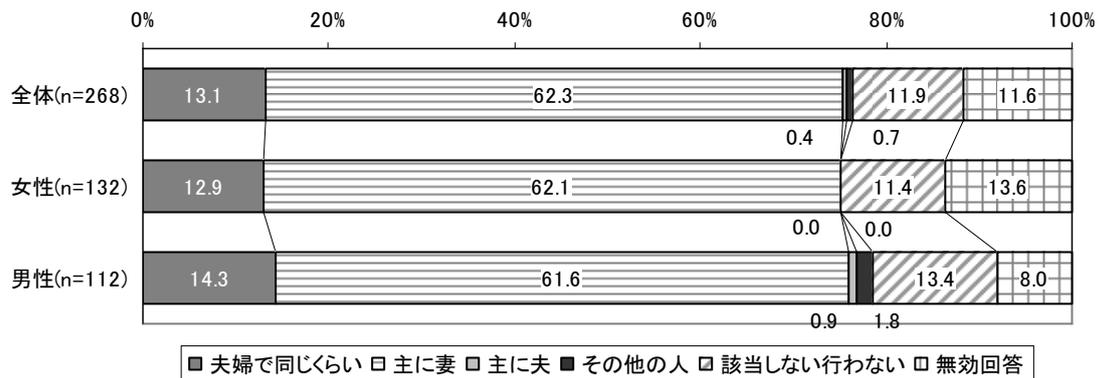
【現状と課題】

市民アンケート調査によると、多くの家庭では子どもの世話を主に女性が担っています。また、理想の子どもの人数よりも実際は少ない理由として、「経済的負担が増えるから」が最も多く、以下「子育てと仕事の両立が困難だから」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」と続いており、これらの理由が少子化の要因となっている状況がうかがえます。

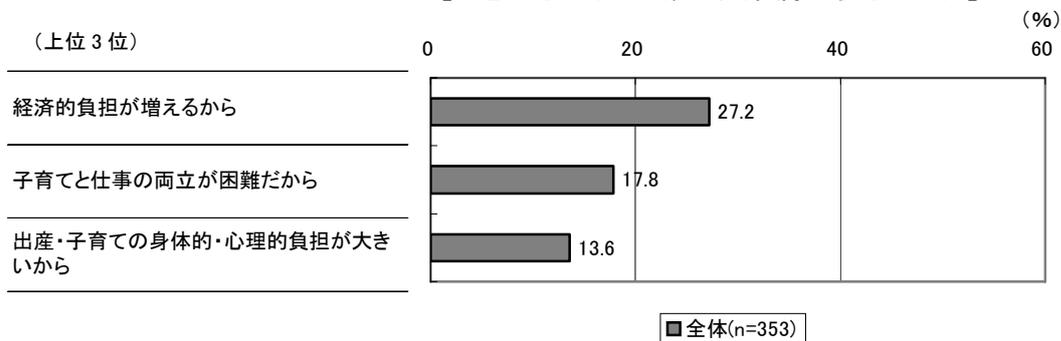
本市では働く女性が多いこともあり、延長保育や休日保育、病時保育などの保育サービスや相談体制など、子育て支援体制の充実を図っています。しかし、少子高齢化や核家族化が進む中、身近に子育てを支援してくれたり、相談に乗ってくれたりする親族等がないため、子育てに不安や悩みを抱える保護者も多く、地域社会が一体となった子育て支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、母子家庭や父子家庭については、経済的支援や家事、子育て支援を必要とする母親や父親が多いため、こうした一人親家庭の世帯に対しても親と子どもが安心して生活できる支援や相談体制の充実を図る必要があります。

【子どもの世話】



【理想の子どもの人数よりも実際は少ない理由】



[資料: 市民アンケート調査]

【施策の概要】

公的なサービスはもちろんのこと、地域住民が互いに支えあう、地域一体となった子育て支援体制を充実します。

また、一人親家庭における精神的・経済的な負担を軽減することにより、子どもの健全な育成を支援します。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)仕事と子育ての両立支援（再掲）	<p>①男女がともに働き続け、また、家庭責任を果たしていくために、多様なニーズに対応する保育施策や留守家庭児童の健全育成など、仕事と子育ての両立支援の充実に努めます。</p> <p>②子育てについての不安や悩みに対して、女性の負担を軽減し、男女共同の子育てを促進するために相談・援助の充実に努めます。</p>	<p>健康福祉課 教委・総務課</p> <p>健康福祉課 教委・総務課</p>
(2)子育て支援事業の充実	<p>①子育てに関して母親だけでなく、父親も参加できるような機会の充実に努めます。</p> <p>②子育て中の家庭を対象に、育児相談や親子で遊んだりする機会を提供し、育児不安の解消や親同士の交流と仲間づくりを促進する支援を行います。</p> <p>③地域一体となった子育て支援体制の基盤として、ファミリー・サポート・センターの活動支援及び周知を図り、利用促進につなげます。</p>	<p>健康福祉課 教委・総務課</p> <p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>
(3)一人親家庭等の自立支援と生活の安定	<p>①経済的、精神的に負担の大きい一人親家庭等の生活基盤の安定を図り、充実した生活を送ることができるよう支援します。</p>	<p>健康福祉課 市民課</p>

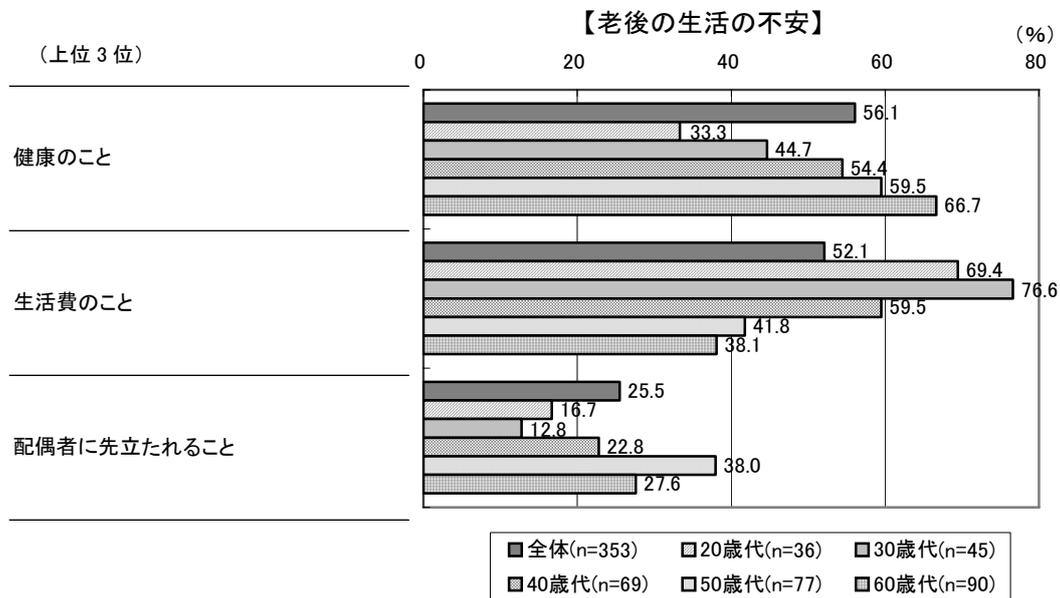
重点目標2 高齢者等に対する福祉の充実

【現状と課題】

本市では、高齢者を地域で支えるため、介護保険サービスと市が提供する生活支援サービスや介護者への支援の充実に努めているものの、老後の生活について市民は様々な不安を抱えています。市民アンケート調査では、老後の生活の不安について、これまでの調査（平成7年及び平成11年）と同様に、「健康のこと」が最も多く、年齢階層が高くなるほど比率は上昇しています。次いで多い「生活費のこと」は20歳代及び30歳代の比率が高く、社会経済の不安定な現状や年金の問題等が影響していると考えられます。

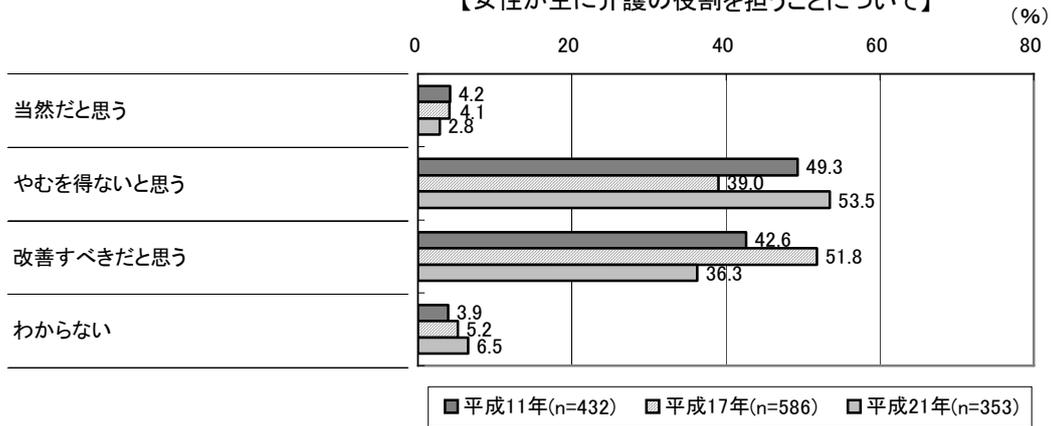
また、介護については女性が担うことが多い状況ですが、市民アンケート調査では「やむを得ないと思う」が53.5%とこれまでの調査（平成11年及び平成17年）では最も高くなっています。女性が介護を担うのはやむを得ないことで終わらすのではなく、介護の負担の軽減を図っていく必要があります。そして、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを持ち、介護等が必要になっても安心して地域で暮らしていけるような社会づくりを推進していくことが必要です。

障がい者についても、障がい者の高齢化の問題や、親なき後の生活など、様々な悩みや不安を抱えているため、高齢者と同様に福祉サービスや自立支援など、地域での生活を支援していく必要があります。



[資料: 市民アンケート調査]

【女性が主に介護の役割を担うことについて】



[資料: 市民アンケート調査]

【施策の概要】

高齢者及び障がい者が地域で安心して暮らせるように、また、介護者等の負担軽減が図れるように地域一体となった支援体制の充実に努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1) 高齢者の社会参画の促進	① 高齢者が経験や能力を発揮し、社会参画ができるよう支援します。また、団塊世代の大量退職を迎える中、退職後も充実した生活を送れるように、ボランティア活動等への参加促進を図ります。	健康福祉課
	② 高齢者が身近な地域で情報交換や交流の機会が拡充するように、各地区における施設を活用した活動を支援します。	健康福祉課
	③ 生涯を通じた学習が行えるよう、高齢者の講座を今後も継続して開催し、参加促進を図ります。	教委・生涯学習課

(2)高齢者の生活の安定	<p>①経済不安のない生活を送れるよう年金、医療保険等の主旨の周知徹底や相談体制の整備に努めます。</p> <p>②心身の健康維持や生活の安定、介護の悩みなど、高齢者に関わる悩みや疑問等に対応する相談窓口として地域包括支援センターの充実を図ります。</p> <p>③シルバー人材センターの支援をはじめ、高齢者の就業機会の充実に努めます。</p> <p>④バリアフリーの高齢者向け住宅の整備や、介護保険事業による住宅改修サービスの活用促進により、高齢者の生活に適した住宅の整備に努めます。</p>	<p>市民課</p> <p>健康福祉課</p> <p>農水商工課 健康福祉課 建設課 健康福祉課</p>
(3)高齢者福祉、介護予防サービスの充実	<p>①高齢者を地域で支える介護保険サービス体制の充実と、市が提供する生活支援サービスの充実を図ります。また、地域包括支援センターを中心に高齢者の権利擁護と尊厳の保持に努めます。</p> <p>②地域包括支援センターを中心にして、高齢者を介護している家族を対象に、介護についての情報提供や介護技術を習得するための家族介護教室などを積極的に展開していきます。</p> <p>③介護の負担が女性に偏らないように、家族相互の理解や協力が高まるよう意識啓発を推進します。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>
(4)障がい者の自立支援と生活の安定	<p>①地域自立支援協議会を中心にして、障がい者が地域社会において自立し安心して生活を営むことができるように、協議・提案を継続して行っていきます。</p> <p>②障がい者の不安や悩み等に対応する相談窓口の充実に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>

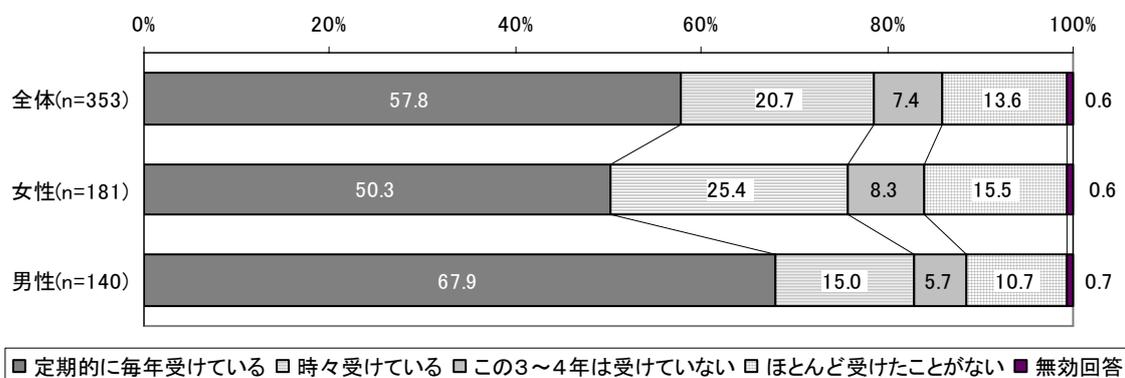
重点目標3 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

【現状と課題】

生涯を通じた健康は人々の共通の願いですが、とりわけ女性は男性にない妊娠・出産という母性機能を持ち、また、思春期、更年期等のライフステージごとに心身の状況や生活の変化も大きいことから健康づくりには十分に留意する必要があります。

しかし、市民アンケート調査では、女性は健康診断の受診率が男性よりも低い状況にあります。近年は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※33}（性と生殖に関する健康と権利）という考え方が重要な権利の一つとして認識されるようになりましたが、全ての人が健康に暮らしていくためには、性と生殖に関する理解はもちろん、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する情報を入手し、適切な保健・医療サービスを受けられるようにすることが必要です。

【健康診断の受診状況】



[資料:市民アンケート調査]

【施策の概要】

生涯を通じた心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。特に女性は妊娠、出産という母性機能を持つため、ライフステージを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することを配慮して推進します。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)健康づくりの推進	<p>①各種健康相談や市広報紙に健康に関する記事を掲載するなど、健康づくりについての知識の普及啓発に努めます。</p> <p>②各種検診を土日に開催するなど、検診を受けやすい体制を整備し、受診率の向上に努めます。</p> <p>③子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。</p> <p>④相談体制の充実を図るとともに、住民への周知に努めます。</p> <p>⑤地域包括支援センターにおいて、介護予防事業の一環として、ねたきり予防や高齢者特有の疾病予防についての知識の普及に努めます。</p> <p>⑥スポーツ・レクリエーション活動を支援します。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>教委・生涯学習課</p>
(2)母性の保護と母子保健の推進	<p>①母性の社会的機能の重要性に対する認識を高めるため、母子手帳交付時にマタニティグッズを配布するなど啓発に努めます。</p> <p>②母子保健指導の充実を図るとともに、母子感染症予防などに関する啓発や妊婦検診の項目の拡大、相談機能の充実に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>

基本目標V 国際社会への参画

近年、政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で地球規模化が進展しており、国際社会の動向が日常の生活に大きな影響を与えるようになってきました。また、国際社会は、平和、人口、環境問題を始めとして様々な問題を抱えています。多くの問題は人権問題としての視点を欠かすことができず、国境を越えた理解が重要になっています。

一方、地域社会においても、在住外国人の増加によって、異なる文化や価値観を持った人々と接する機会が増えており、地域で暮らす外国人との真の相互理解の上に立った共生が求められています。

こうした状況を踏まえ、女性の一人ひとりが国際社会の一員として活躍していけるように、国際理解を深めるための施策を展開します。また、環境問題についても、地球規模の問題ですが、身近な地域からの取り組みが重要であるため、地域の環境活動の活発化を図ります。

基本目標	重点目標	施策の方向
V 国際社会への参画	1 国際理解の醸成	①国際交流・協力の推進
	2 環境活動の促進	①環境問題に対する意識の高揚

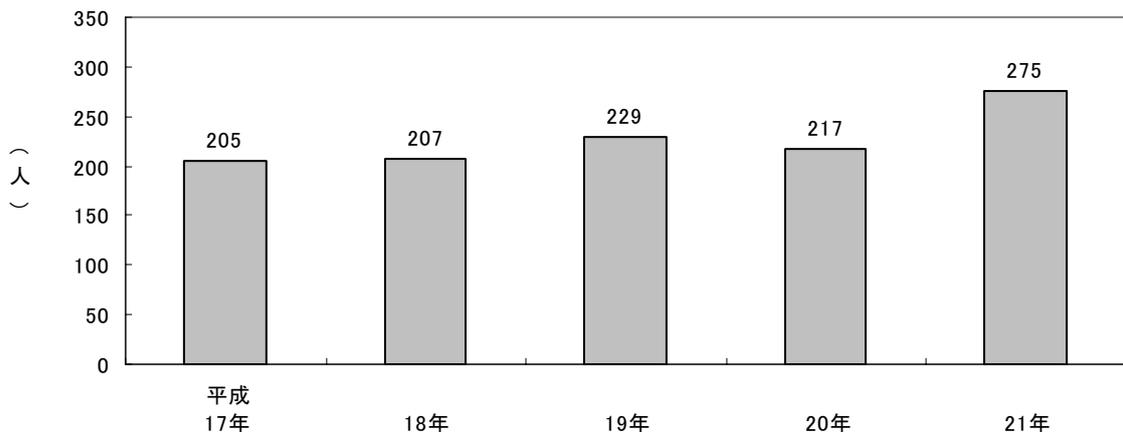
【現状と課題】

本市では、姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州にあるサンタバーバラ市と本市の中学生との相互交流を毎年夏休みに実施するなど、国際交流に努めています。

また、市内に在住する外国人登録人口は、平成 21 年は 275 人に上り、平成 17 年よりも 70 人増加し、その国籍は、中国、タイ、韓国・朝鮮、フィリピンなど多岐にわたります。外国人は、文化、風習、言語などが異なるため孤立化しやすく、特に女性の場合は妊娠や出産、子育てなどで情報が十分に得られず、市のサービスや制度を利用できずに不安や悩みを抱え込んでしまう恐れがあります。このため、安心して暮らせることができるように支援体制の充実を図る必要があります。

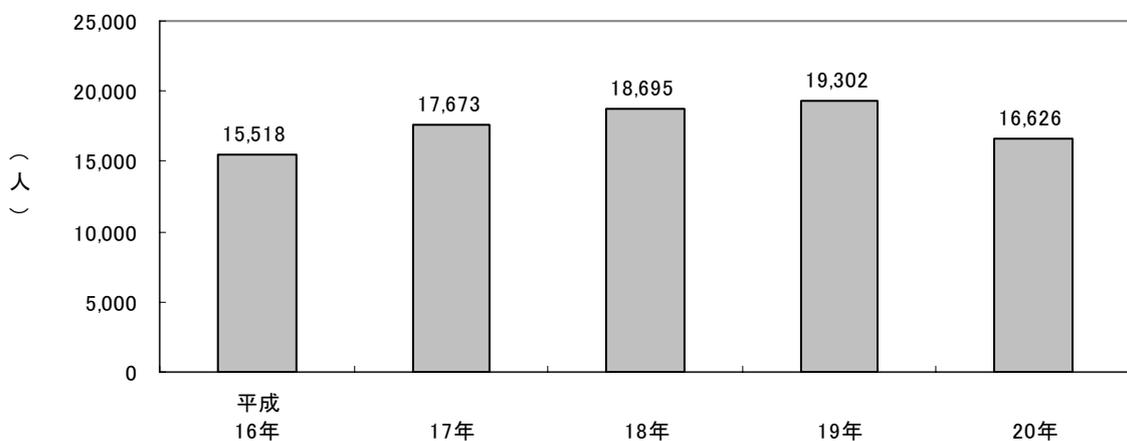
さらに、観光都市である本市は、毎年数多くの外国人が訪れており、平成 20 年は前年よりも人数は減ったものの、1 万 6 千人余りが本市を訪れています。本市の魅力を一層国内外にアピールするためにも、市民全体の国際理解の醸成を図っていくことが大切です。そして、観光関連業には多くの女性が携わっていることを踏まえて、観光分野における男女共同参画の視点を踏まえた一層の取り組みが期待されます。

【外国人登録人口】



[資料:市民課]

【外国人客数】



[資料:農水商工課]

【施策の概要】

女性問題は世界共通の課題であることから、国際理解の醸成を図るため、交流活動や国際理解を促す教育の充実に努めます。また、外国人の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、観光都市として、男女共同参画の視点を取り入れた魅力ある国際的な観光のまちづくりを推進します。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)国際交流・協力の推進	<p>①国際的な視野でものごとを考え、行動ができるように、国際理解を深めるための学習の充実や国際協力活動等に対する積極的な参加、参画の促進と支援を行います。</p> <p>②世界の女性を取り巻く現状や課題など、男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。</p> <p>③姉妹都市（サンタバーバラ市）との交流の活発化を図るとともに、市内に在住する外国人との交流の場の充実や、市民のボランティア活動への参加促進と支援を行います。</p> <p>④在住外国人が暮らしやすい地域社会を築くため、行政職員のみならず市民の協力を得ながら、行政サービスに関するガイドブックの外国版の作成など、情報提供の充実、窓口相談の充実を図ります。</p> <p>⑤魅力ある国際的な観光のまちづくりを推進するため、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。</p>	<p>総務課 教委・生涯学習課</p> <p>市民課</p> <p>総務課 教委・生涯学習課 教委・学校教育課 市民課</p> <p>市民課 健康福祉課</p> <p>農水商工課</p>

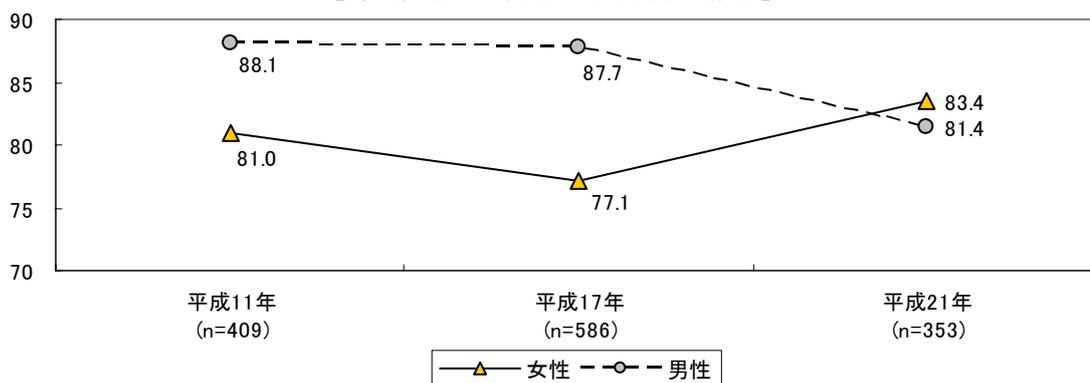
【現状と課題】

生命を生み育てるうえで、環境問題は切り離せないものであり、市民アンケート調査においても女性の環境問題への関心は高まりつつある様子がうかがえ、これまでの調査（平成11年及び平成17年）の中で最も高い83.4%に上ります。

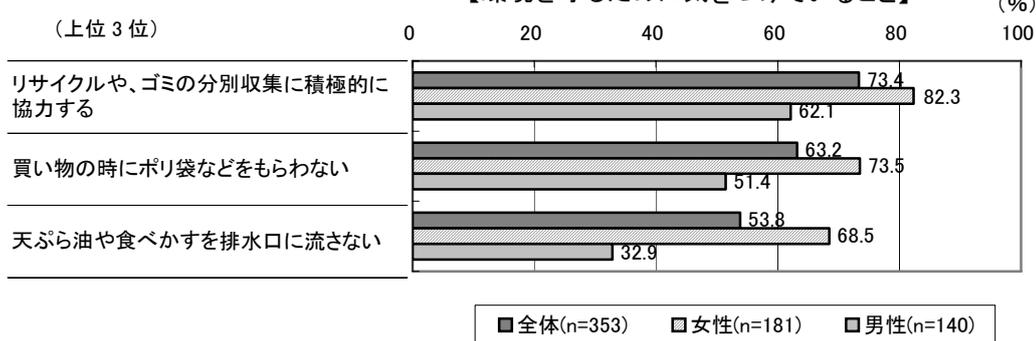
また、毎日の暮らしの中で環境を守るために気をつけていることについては、環境問題への関心が高いこともあり、全体的に回答率が高く、中でも「リサイクルや、ゴミの分別収集に積極的に協力する」、「買い物の時にポリ袋などをもらわない」、「天ぷら油や食べかす排水口に流さない」といった項目に回答が集まり、いずれも女性が男性よりも大きく上回っています。

本市では、これまでに海ごみサミット鳥羽会議や生ごみフォーラムを開催し、多くの女性の参画を得ていますが、今後も環境に関する審議会やイベント、各種団体の活動への参画促進に努め、男女共同参画による環境活動を展開していくことが必要です。

【環境問題への関心がある割合の推移】



【環境を守るために気をつけていること】



[資料: 市民アンケート調査]

【施策の概要】

地球規模で深刻になりつつある環境問題に対して、地域から取り組みとして環境活動の活発化を図るため、女性の積極的な参画促進に努めます。

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)環境問題に対する意識の高揚	①環境問題に対する意識を高めるために、情報を収集・提供し、更なる各種団体とのネットワークづくりに努めます。 ②環境問題に関する審議会や各種環境活動への女性の参画を促進します。	環境課 環境課





第4章 計画の推進に向けて

1 計画推進体制づくり

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、あらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるために、本市が行う施策の基本的方向、体系を明らかにしたものです。

この計画を推進し、達成していくことは行政の力のみで実現できるものではありません。このため本市では、市民一人ひとりの自主的な取り組みを期待するとともに、企業や各種団体、グループ等との連携強化に努めるなど、効果的な取り組みを進めます。

(1) 推進体制の強化・充実

この計画を効果的、積極的に推進するために「鳥羽市男女共同参画推進会議」を始めとする推進体制によって、総合的な見地から取り組みを点検し、整合性のある施策の推進を図ります。また、関係各課の連携により、男女共同参画の視点にたった施策の一層の推進と活性化を図るとともに、施策についての認識を深めるために職員研修や情報提供の充実を図ります。

(2) 市民参加の促進

地域の各種団体、グループの日常活動と男女共同参画の取り組みを共有することができるよう連携を深めるとともに、市民の一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として捉えるよう啓発に努めます。

(3) 事業所等の連携

市内の事業所、団体、機関などが男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるように広報・啓発活動を推進します。

(4) 国・県等関係機関との連携

この計画を推進していくにあたり、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本市からも情報発信を積極的に行います。



用 語 の 解 説

(※1)国際婦人年

1972年の国連総会において宣言され、女性問題への取り組みが世界的な高まりを見せる契機となり、世界会議が開催された1975年を指します。

(※2)ジェンダー

社会的・文化的につくられた性差であり、生物学的「性-セックス」とは区別され、「女らしさ男らしさ」のように社会的、文化的につくられた男女の役割、行動様式、心理的な特徴のこと。「男は男らしく」「女は女らしく」という考え方や、「男は仕事、女は家事・育児」という性役割分担意識は、このジェンダーによってもたらされたものです。

(※3)国内行動計画

世界行動計画の趣旨に基づき、国内での取り組みを示した計画。国民生活のあらゆる領域に男女がともに参画貢献できる社会環境づくりを目標としています。

(※4)男女共同参画基本計画(第2次)

2005年(平成17年)12月に策定された、最も新しい国内行動計画。男女共同社会の実現を目標に掲げています。

(※5)育児・介護休業法(1994年4月施行)

従来の育児休業制度に加え、介護を要する家族を抱える男女労働者が雇用を中断することなく、一定期間介護のために休むことのできる介護休業制度が法制化されました。介護休業制度は一律に事業主の義務となります。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的とした、総合的な内容の法律となっています。2005年(平成17年)には育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大などの法改正がされ、2009年(平成21年)には父親の育児休業の取得促進などを図る法改正がされました(一部は平成22年施行)。

(※6)男女雇用機会均等法(1986年4月施行)

募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇など、様々な分野で男女労働者を均等に扱うことが定められています。なお1999年4月には、これらの規定を事業主の努力義務から女性に対する差別の禁止規定へと改め、新たにセクシュアル・ハラスメントの防止対策及び妊産婦の健康管理のための措置を義務づける等の法改正がされました。2007年(平成19年)には、性別を理由とする差別禁止規定の強化や男女雇用機会均等の実効性の確保などを図る法改正がされました。

(※7)男女共同参画社会基本法

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

将来に向けて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定されました。

(※8)世界行動計画

国際婦人年の目標を達成するための、国内的、国際的な行動勧告及び指針を示した計画。1975年の国際婦人年世界会議において採択されました。

(※9)女子差別撤廃条約

女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を促進することを目的とした条約。1979年の第34回国連総会本会議にて採択されました。

(※10)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

国連婦人の10年の目標を達成するため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させることを示した、女性問題への取り組みの新たな指針。1985年の「国連婦人の10年」最終年世界会議にて採択されました。

(※11)西暦2000年に向けての新国内行動計画

国内行動計画の成果を踏まえた国の第2次行動計画。1985年にナイロビで行われた世界会議の趣旨を国内施策に取り入れ「男女共同参画社会」に形成を目標とし、1987年に策定されました。

(※12)北京宣言・行動綱領

世界行動計画、ナイロビ将来戦略の趣旨を継承し、1995年の第4回世界女性会議において採択された、女性問題の取り組みの新たな指針です。

(※13)女性2000年会議

1995年「北京会議」の貧困・教育・暴力・武力紛争・など「12の行動綱領」が各国政府によって、どこまで実施されたかの報告と評価、そして、それをうけて今後、男女平等社会を実現するためにどうしていくのか、という更なる検討がされました。

(※14)「政治宣言」「成果文書」

女性の人権の確立をめざす「政治宣言」とともに、各国政府がとるべき行動目標を盛り込んだ「成果文書」が採択されました。政治宣言では、性の平等のためには男性が積極的に関わるのが重要であるとし、1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議の行動綱領として採択された12の重点領域を実現すること、2005年に促進状況を評価し新たな対応を考えることがうたわれました。また、成果文書では女性への暴力を根絶するための法制度や政策の強化、男性の家事・育児への関与の促進、政策決定への女性の参画を促進するための割り当て制の導入など、女性差別撤廃のために具体的で効果のある政策を展開していくよう求めています。

(※15)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としており、2001年施行、2004年、2008年に改正されました。2008年(平成20年)の改正では、市町村基本計画策定の努力義務や配偶者暴力相談支援センターに関する改正などが盛り込まれました。

(※16)北京+10

1995年第4回世界女性会議(北京会議)で、女性政策の国際基準となる「北京行動綱領」が採択されてから10年。女性を取り巻く状況はどう変わったのか。「北京綱領」をもとに女性政策を推進してきた達成度を検証し、今後の取り組みを討議されました。

(※17)みえの男女共同参画推進プランーアイリス 21

1995年に策定された、県の第三次行動計画。人権尊重と男女平等を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目標としています。

(※18)鳥羽市男女共同参画行動計画策定懇話会

計画の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため市が委嘱した市民代表により構成される組織です。

(※19)鳥羽市女性施策推進会議

本市における、女性に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。

(※20)労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

(※21)就業率

15歳以上の人口に占める就業人口の比率。就業者は、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）のことをいい、仕事をもっているが休んでいる休業者も含まれます。

(※22)男女共同参画社会

社会のあらゆる分野において、計画づくりの段階から男女が共同して携わっていくことができる社会のことをいいます。

(※23)固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」と、性を根拠としてその役割や責任を固定化してしまう考え方や意識。性別役割分担の最大の問題点は、その人を「個人」としてみる前に、「男・女」という枠で振り分け、個人の多様な可能性を封じ込めてしまう点にあります。今日、就業女性が増加していますが、多くの女性は働きながら家庭責任を背負っており、「男は仕事、女は仕事と家庭」という新たな問題が生じています。

(※24)ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人などからの暴力、略してDVといえます。パートナーの女性を殴る・蹴るなどの身体的暴力のほかに、生活費を渡さない経済的暴力、大事なものを壊す、不快な言動をするなどの心理的暴力、無理矢理性交渉に及ぶ性的暴力など、さまざまな形があります。

(※25)デートDV

婚姻関係にない恋人や元恋人、交際中、交際していたなどの親密な関係の相手からの暴力のことをいい、日本における造語です。

(※26)エンパワーメント

「力をつけること」の意。具体的には、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在になることを意味しています。

(※27)ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、ライフステージに応じて多様なライフスタイルを選択・実現できる状況のことをいいます。

(※28)セクシュアル・ハラスメント

身体への不必要な接触・性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などの態様をいいます。おおむね雇用の場においては、相手方の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることがあります。

(※29)パートタイム労働法

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、1993年12月施行)

短時間労働者に対し、適正な労働条件の確保や教育訓練の実施、福利厚生の実施などの雇用管理の改善に関する措置を講じたり、職業能力の開発や向上に関する措置を講ずることにより短時間労働者が有する能力を有効に発揮できるようにし、その福祉を増進することを目的としています。

(※30)労働者派遣法

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、1986年7月施行)

労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者として働く人の保護と雇用の安定を図ることを目的としています。

(※31)家内労働法

労働条件の向上と生活の安定を図るために、賃金の最低額、安全及び衛生等の必要事項を定めた法律です。

(※32)ライフステージ

人間の一生を段階的に区分したもので、通常は幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分けられます。

(※33)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康を保障する考え方であり、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

鳥羽市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、鳥羽市における男女共同参画を推進するため、鳥羽市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の施策推進に係る提言及び助言に関すること。
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要なこと。

(委員の構成及び任期)

第3条 懇話会は委員16名以内をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶 務)

第6条 懇話会の庶務は、市民課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

鳥羽市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(順不同、敬称略)

部 門	氏 名	所 属
商工・観光業	原田 佳代子	鳥羽商工会議所女性部
水産業	佐藤 真理子	鳥羽磯部漁業協同組合
農業	上村 昌 芳	鳥羽志摩農業協同組合
教育	加藤 文 彦	鳥羽市小中学校教頭会
福祉	上村 澄 子	鳥羽市ボランティア連絡協議会
労働	前田 令 子	連合志摩地協女性部員
市民代表	吉川 桂 子	鳥羽市婦人会連絡協議会
市民代表	清水 榮 枝	鳥羽市 PTA 連合会母親部長
市民代表	○野村 薫	鳥羽市人権擁護委員会
市民代表	水谷 伸 子	鳥羽まちなみ水族館実行委員長
市民代表	藤本 まり子	ほほえみネット会員
市民代表	◎今井 緑	ほほえみネット会員

◎会長 ○副会長

鳥市第 911 号
平成 21 年 11 月 16 日

鳥羽市男女共同参画推進懇話会

会長 今井 緑 様

鳥羽市長 木田久主一

鳥羽市第 2 期男女共同参画基本計画（案）について（諮問）

鳥羽市第 2 期男女共同参画基本計画を策定するにあたり、鳥羽市男女共同参画推進懇話会設置要綱の第 2 条第 1 項第 1 条に基づき、貴懇話会の意見を求めます。

平成 22 年 3 月 24 日

鳥羽市長 木田久主一 様

鳥羽市男女共同参画推進懇話会

会長 今 井 緑

鳥羽市第 2 期男女共同参画基本計画（案）について（答申）

平成 21 年 11 月 16 日付鳥市第 911 号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

男女共同参画社会の実現は、人権を尊重し、男女がお互いに認め合い、助け合い、支え合うことが重要であります。みんながほほえみながら生き生きと暮らす社会が実現することを目指し、当初の計画策定から、様々な施策が行われてきていますが、変化する時代に対応しながら、今後もさらに取り組んでいく必要があります。

本計画の実施にあたっては、情報の発信を積極的に行い、地域でのまとまりを育てつつ、今ある現状を生かし、横同士の繋がりを連携していける男女共同参画の社会づくりを目指すことを要望します。

2 計画の内容について

○ 意見・要望について

- ① 市の審議会・委員会への女性委員の登用について、目標達成は平成 31 年度（2019 年度）30%となるよう要望する。
- ② 計画について、市民全体に行き渡るよう、計画の概要版や市広報などを使用し啓発することを要望する。
- ③ 用語等、変化する時代に対応し適宜懇話会にて修正を行うことにより、時代に応じた計画を推進していくことを要望する。

3 計画の名称について

計画の名称は、鳥羽市第 2 期男女共同参画基本計画・ほほえみプラン（通称）が適当である。

4 懇話会からの提案事項について

①ドメスティック・バイオレンスに関する多様な形態による啓発

ドメスティック・バイオレンスは、している側もされている側もその行為がドメスティック・バイオレンスである、重大な人権侵害であるという自覚のないまま、繰り返されていることもある。そのため、ドメスティック・バイオレンスに対する知識・認識が広く普及するよう、市民団体と協力し、文字媒体のみならず、お芝居や講演、あるいはドメスティック・バイオレンスはどういうものであるかを認識できるような簡単なアンケートやチェックシートを用意するなど、多様な形態で啓発を繰り返し行ってはどうか。

また、啓発にあたっては、年代によりドメスティック・バイオレンスに対する意識や家族に及ぼす影響なども異なるため、年齢層を考慮した啓発活動を行うべきである。

②本市の特色を活かした産業の活性化による雇用の場の充実

経済不況などにより就労機会が低下し、本市では女性に限らず男性も厳しい雇用状況にある。市の活気を取り戻すためにも、魅力ある観光のまちとして、観光客の動向や特性の分析、街並みの整備、積極的な国内外へのPRなどによる集客力の向上や、地産地消の推進など、本市の特色を生かした産業の活発化を図ることが大切である。そのため、市内の連携はもとより、企業、関係機関、市民が一体となって取り組むべきである。町の経済活動が活発化することで、雇用の場の充実にもつながっていくのではないかと。また、企業の誘致や、既存企業や新規起業者への支援などにも取り組むべき。

鳥羽市男女共同参画行動計画策定経過並びに見直し経過

「鳥羽市男女共同参画行動計画（通称ほほえみプラン）」

年月	策定経過
平成9年4月	企画課に女性施策担当を設置
12月	庁内に「女性施策研究会」を設置
12月～ 平成11年3月	研究会にて素案作成
平成10年4月	企画課に女性係設置
8月	女性問題に関する市民（1,000人）アンケート調査を実施
平成11年1月	女性問題に関する市民アンケート調査結果報告書作成
4月	「鳥羽市女性施策推進会議設置」
5月～7月	推進会議にて協議（年3回）
7月	「鳥羽市男女共同参画行動計画策定懇話会」設置
8月	懇話会へ諮問
8月～12月	懇話会にて検討
12月	懇話会より答申
平成12年1月	答申事項について推進会議にて協議
3月	「鳥羽市男女共同参画行動計画」策定

「鳥羽市男女共同参画行動計画改訂版（通称ほほえみプラン2）」

年月	見直し経過
平成16年7月	見直しに係るアンケート案を懇話会にて承認
8月	アンケート発送（9月15日締切）
平成16年10月～ 17年2月	アンケート取りまとめ
平成17年3月	アンケート調査結果報告書作成
平成17年11月	懇話会に諮問
平成17年11月～ 平成18年3月	懇話会にて検討
平成18年3月	懇話会より答申
平成18年3月	鳥羽市男女共同参画行動計画改訂版（通称ほほえみプラン2）策定

「鳥羽市第2期男女共同参画基本計画（通称ほほえみプラン）」

年月	見直し経過
平成21年2月	男女共同参画に関する市民（1,000人）アンケート調査を実施
2月～3月	アンケート取りまとめ
3月	男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書作成
平成21年11月	懇話会に諮問
平成21年11月～ 平成22年3月	懇話会にて検討
平成22年3月	懇話会より答申
平成22年3月	鳥羽市第2期男女共同参画基本計画（通称ほほえみプラン）策定

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の

役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平

等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするた

めに必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け，流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に，住居，衛生，電力及び水の供給，運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は，女子に対し，法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は，女子に対し，民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし，また，この能力を行使する同一の機会を与える。特に，締約国は，契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし，裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は，女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は，個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は，婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報，教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず，財産を所有し，取得し，運用し，管理し，利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は，法的効果を有しないものとし，また，婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第17条から30条省略

北京宣言

(1995年 第4回世界女性会議採択)

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた

合意と進展に基礎を置くこと。

1 1 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。

1 2 思想, 良心, 宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上, したがって, 女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における, 道徳的, 倫理的, 精神的及び知的なニーズに寄与し, それによって, 彼らに, その完全な潜在能力を社会において発揮し, 自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は, 以下のことを確信する。

1 3 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス (参入) を含む, 社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は, 平等, 開発及び平和の達成に対する基本である。

1 4 女性の権利は人権である。

1 5 男性と女性による平等な権利, 機会及び資源へのアクセス, 家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ (提携) が, 彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

1 6 持続する経済発展, 社会開発, 環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は, 経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

1 7 すべての女性の健康のあらゆる側面, 殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは, 女性のエンパワーメントの基本である。

1 8 地方, 国, 地域及び世界の平和は達成可能であり, あらゆるレベルにおける指導性, 紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と, 固く結びついている。

1 9 あらゆるレベルにおいて, 女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的, 効率的, かつ相互に補強しあうジェンダー (社会的, 文化的性差) に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を, 女性の完全な参加を得て, 立案, 実施, 監視することが必須である。

2 0 市民社会のあらゆる行為者, 殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関 (NGO) 並びに地域に基礎を置く団体が, それらの自治を十分に尊重した上で, 政府との協力に参加し寄与することは, 行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

2 1 行動綱領の実施には, 政府及び国際社会のコミットメント (関与) が必要である。世界会議

で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

2 2 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。

2 3 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。

2 4 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

2 5 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

2 6 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

2 7 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

2 8 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。

2 9 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。

3 0 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。

3 1 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

3 2 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

3 3 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。

3 4 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

3 5 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。

3 6 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

3 7 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

3 8 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月23日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別に

よる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号

施行：平成13年10月13日

改正：平成16年6月2日法律第64号

施行：平成16年12月2日

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は

疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並

びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十
万円以下の過料に処する。

附 則 省略

三重県男女共同参画推進条例

平成12年10月13日公布

三重県条例第73号

前文

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町村と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町村と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との協働)

第7条 県は、市町村に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項

二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項

三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項

四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項

五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。

二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日三重県条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日三重県条例第67号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。



表紙の絵 野村昭輝さん 鳥羽市在住

野村さんは、鳥羽志摩地方の自然を題材とした絵画を描き活躍されています。本プラン策定にご理解をいただき、ボランティアとしてイラストをご提供いただきました。



鳥羽市第2期男女共同参画基本計画 ほほえみプラン

発行年月 平成22年3月

編集・発行 〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所 市民課 人権・生活係

TEL 0599-25-1126 FAX 0599-26-4325

e-mail : simin@city.toba.mie.jp